

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 8
<input type="checkbox"/> 調査研修 (研究) 費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 市政懇談会 会場費	政務活動費充当金額 500 円	精算年月日 2025.10.24		

領収書等貼付欄



令和 7 年 4 月 20 日

関 貴志 様

金 ¥1,000 円也

神明公民館長

500円(1/2)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 9
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 市政懇談会 会場費	政務活動費充当金額 500 円	精算年月日 2025.10.24		

領収書等貼付欄

17年5月18日

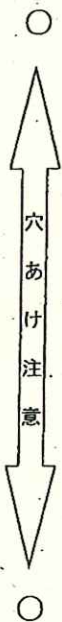
関 貴志 様

金 ¥1,000 円也

神明公民館長



500円(1/2)を支出



※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 10
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 市政懇談会 会場費	政務活動費充当金額 500 円	精算年月日 2025.10.24		

領収書等貼付欄

○
↑
穴あけ注意
↓
○

7年6月28日

関 下様

金 ¥1,000 円也



公民館使用料

神明公民館長

500円(1/2)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 11
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 市政懇談会 会場費	政務活動費充当金額 500 円	精算年月日 2025.10.24		


領収書等貼付欄

7年7月19日

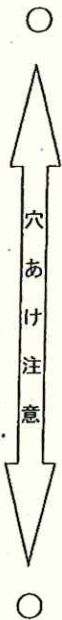
関 貴志様

金 ¥1,000 円也

公民館使用料


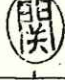
神明公民館長 

500円(1/2)を支出



※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 12
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 市政懇談会 会場費	政務活動費充当金額 500 / 円	精算年月日 2025.10.24 /		

領収書等貼付欄


7 年 10 月 16 日

関 貴志 様

金 ¥1,000 円也

公民館使用料

神明公民館長





○ 穴あけ注意 ○

500円(1/2)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 13
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 市政懇談会 会場費	政務活動費充当金額 500. 円	精算年月日 2025. 10. 24.		

領収書等貼付欄


穴あけ注意

7年 9月20日

(定) 石川様

金 ¥1,000 円也

公民館使用料

神明公民館長 

500円を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 24
<input type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 印刷代	政務活動費充当金額 90,200 円	精算年月日 2026.4.6		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

領 収 証

2A No 031894

2025 年 12 月 16 日

関 貴志

様

¥ 180,400

但し せき中が通信28号 8300部

内 訳	税抜金額	164,000 円
	消費税額等	16,400 円
		円

上記の金額正に領収致しました



北越印刷株式会社

本 社 新潟県長岡市南陽2丁目949-8
電 話 (0258) 23-7711
東京営業所 東京都台東区浅草橋5丁目12-9
電 話 (03) 6452-9973
新潟営業所 新潟市西区北場1087-10
電 話 (025) 379-3035
上越営業所 上越市石橋2丁目9-42
電 話 (025) 545-9707
六日町営業所 南魚沼市六日町479-3
電 話 (025) 788-0891

御入金種別	現金	<input checked="" type="checkbox"/>
	小切手	<input type="checkbox"/>
	手形	<input type="checkbox"/>
	相殺	<input type="checkbox"/>



取扱者

※ 社印なきものは無効とする

90,200円(1/2)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

長岡市議会議員 関たかし 〈活動報告〉

せきたか通信 28号

(2025年度)



持続可能な社会の実現 ～広げよう長岡から～

重点的に取り組む分野 環境問題、人間性(心)と教育、財政・経済、政治改革

はじめに

新時代の始まりか

参議院選挙において自公政権が衆参ともに過半数割れとなり、国民の投票行動に変化が起きているように感じます。主権者である国民は政治を変える力を持つており、その力を行使し始めたのかもしれない。私が政治家を目指したのは「このままで世の中が良くなるわけではない」「持続性のない社会から持続可能な社会への変化が必要」との思いですので、新しい政治への転換に向けて今後も努力を続けます。

最近の市政

2024年10月に磯田市長は3回目の当選を果たされ、その後の12月議会、3月議会、6月議会で延べ46人の議員が一般質問しました。そのうち、選挙時に市長への支援を公表した27人に対しては市長が直接答弁しましたが、支援を公表し

なかったと思われる延べ18人には答弁しませんでした(支援を公表した議員のうち1人には市長答弁がなかった)。25年9月議会でも市長が答弁する場合の基準を訊ねたところ、「総合的に判断している」とのことでしたが、釈然としません。

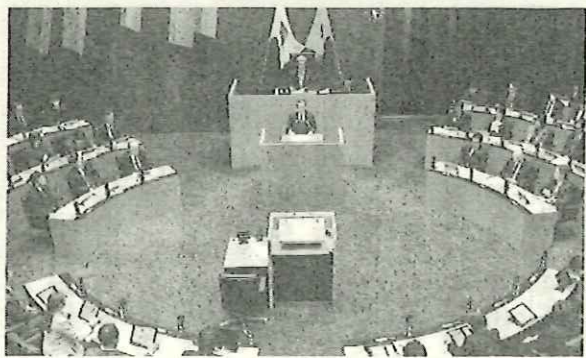
市は、財政悪化により、貯金に当たる財政調整基金(財調)残高が急激に減少して42億円となったことなどを受けて、2021年度から25年度までの5年間で、使用料等の見直しや施設の縮小等に取り組む「持続可能な行財政運営プラン」を策定しました。その際私は、財政悪化の原因は合併後の財政運営と指摘しましたが、市は否定しました。悪化の原因を曖昧にしたまま市民負担を増大させたことは問題です。25年10月には30年度に財調が枯渇する見通しが示され、今後は更なる市民負担

が求められるという財政危機宣言級の憂慮すべき事態です。

最近の議会

某議員が一般質問で再質問をしようとしたところ、議長が「その質問は通告してありますか」と問いかけた後に「次の質問に移ってください」と命じました。一般質問は通告制となっており、議員が事前に質問内容を議長に通告することになっていきます。しかし、議員は答弁をその場で聞くので、これに対する再質問は通告する必要もなく、通告することも不可能です。議長は再質問ではなく、通告のない項目の質問と誤解したのかもしれないが、それにしても慎重に確認すべきでした。市民から選ばれた議員の発言は余程のことがない限り制限できるものではないかもしれませんが、最近の長岡市議会ではこの原則が軽んじられているように感じます。

6月議会の前に各議員の委員会への所属を決める調整が行われます。会派に属さない無所属議員がこの調整に入れない理不尽さはこれまで訴えてきた通りですが、今回は無所属議員に事前に希望の委員会を提出するようにとの配慮がありました。調整ですので結果は100%希望通りとはなりません。手続きの公平性は多少改善されました。ただ、今後も続くのかは分かりません。



一般質問 要旨

1
2024年
12月議会

柏崎刈羽原発の
再稼働問題について

関 福島原発事故を受け、原子力の防災区域が原発から半径30km圏（UPZ）に拡大し、長岡は避難計画の策定義務を負うこととなった。国は、新規制基準に適合した原発は地元同意を得て再稼働する方針であり、柏崎刈羽原発は既に国の基準に合格した。国のエネルギー基本計画には「再稼働を進める際には立地自治体等関係者の理解と協力を得る」と立地自治体よりも広範に理解を得ると記されているが、国は新潟県・柏崎市・刈羽村の立地自治体のみを理解を求めた。東京電力は立地自治体の同意を得た上で柏崎刈羽原

発6・7号機を再稼働する方針で、長岡には同意を求めない。県知事は、再稼働の是非を判断して県民の信を問うと表明している。一般的には知事選挙が住民投票と考えられるが、県議会の同意も選択肢であることが示され、県民が直接意思表示できない可能性も出てきた。また、知事が判断する際には、柏崎市と刈羽村以外の県内市町村の意見を聞き取る方針だが、知事が本市やUPZ自治体の判断を尊重するのかが、市町村長の意見が割れた場合にどのように判断するのかなどの取りまとめ方法は、本市などが再三求めているにもかかわらず示されていない。

磯田市長は「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでないという姿勢を貫く」と公約しているが、再稼働に本市の同意が必要となる事前了解権付の安全協定を東電に求めておらず、市民の不安が解消されない場合に再稼働を止

めることができないう状態である。また、市は再稼働の是非に対する市の判断を知事の判断に反映する方針だが、県内市町村の意見を聞く知事が本市の判断だけを尊重するとは考えられず、再稼働に向けての動きが加速する中で、公約を履行する手段の確立が大きな問題になっている。



私は、被曝リスクと避難計画の策定義務を負った長岡市には、長岡が賛成しなければ再稼働できない仕組みである事前了解権が必要と訴え、議論を重ねてきた。市長は複合災害時の避難などに言及しているが、肝腎要の再稼働を止める仕組みの構築については、8年間の磯田市政では取組がなかった。この間、茨城県

の東海第二原発では、UPZ自治体が電力事業者と事前了解権付きの安全協定を締結した。島根原発では、事前了解を求められる知事とUPZ自治体が覚書を交わすことで事前了解権に準じた仕組みが構築され、UPZ自治体の了解なくして再稼働できない原発が存在している。本日は、これまでも重ねてきた議論に基づいて質問する。

（市の姿勢

①公約の実現性について

関 市は市民の安全・安心を守るため、国・県・事業者に対し実現性の有無にかかわらず必要なことは求めるとの姿勢で、柏崎刈羽原発1〜5号機の廃炉や複合災害時の避難路確保、電力事業者の変更などを求めてきた。しかし、東電に

対して再稼働に対する事前了解を求めるべきとの議論になると、東電が本市に事前了解権を認める実現性は低いとして、再稼働に対する市の意見は知事に述べる

との答弁が繰り返されていく。東電が了解権を認める実現性は、手段の実現性であるが、知事が本市の意向に沿う判断をする確証がない中では、公約の実現性という観点では市と東電で締結している安全協定に事前了解権を追加するほうが実現性は高い。

答 政策の実現性や実効性の観点から、安全協定ではなく知事の判断に本市の思いが反映されること

が最良である。

関 知事から市の賛否に同調してもらつよりも、独自に事前了解権を獲得して行使するほうが、公約の実現性としては高いことの認識を聞いている。

答 どちらが公約実現の可能性が高いかとの質問である。事前了解権を得できれば再稼働を止めることは可能かもしれないが、その獲得は極めて難しい。市民の不安が解消されない状態では再稼働してはならないと市長は言っており、そのため

に国や東電に課題を

訴えて対応を求めている。再稼働に対する市の賛否は、知事判断に市の思いを反映するほうが可能性は高い。

(市の姿勢 ②実現性の追求が必要なことの要求か)

関 市は市民の安全・安心のために必要なものは実現性の高低にかかわらず国などに要求するとの姿勢に変わりはないのか。

答 複合災害時の対応など、早急に解決してほしい課題は国や県に対応を求めている。今後にも必要なのは国や県へ求めること。

関 市民のために必要な東電との事前了解権付き協定の締結を、今後も市に求めていく。

(再稼働に対する判断基準について)

関 昨年、再稼働議論を始める大前提として市長は4項目を示した。それは、①不適切事案を繰り返す東電の現状を受け止め、国がしっかりと責任を持つ

体制の構築。②豪雪時の避難対策として、道路整備や融雪などの整備。③原子炉の集中立地を回避するため、1〜5号機の廃炉等の方針。④リスクと不安だけを負わされる今の仕組みは、市民にとって到底受け入れられないことの4つである。4項目は市が判断する時の基準なのかと質問しているが「4項目は再稼働にかかわらず、国から早急に取組んで頂きたい」「現時点で再稼働の判断材料と述べるのは不適切」との答弁であった。しかし、早急に取組むべき4項目が未達



成ならば再稼働に反対するのは当然だ。

答 4項目以外でも、県内市町村で課題をまとめて国や県へ対応を求めている。また、その後発生した能登半島地震を踏まえた地震リスクの検証や屋内退避の実効性などの課題が山積している。市としては、これらの課題が解決されない現時点では再稼働是非の議論を進められない。

関 答えていない。解決されなければ議論しないと言っている4項目である。国と東電は再稼働に向かつて着々と動いており、4項目が解決されずに再稼働判断を迫られる場面は十分あり得る。その場合には反対することが当然であるが、それでいいのかとの質問だ。

答 判断時にリスクがゼロに近づくことが望ましいが、4項目にしっかりと対応頂き、それを住民が許容するのを見る必要がある。今やれることは様々な課題を国がおさなりにする

ことなく、しっかりと対処して頂くことだ。

関 不明瞭な答弁だ。国がおさなりにした状況で判断が求められた場合は、当然ながら賛成できないとの理解でよいか。

答 関議員は、賛成しないと言うまで質問するのかもしれないが、課題の進み具合の問題で、ゼロ回答になった場合も、受け入れられるかどうかを議論する。今のままでは駄目だと訴えているので、どの程度まで対応されないと反対だ、賛成だとは現時点では言えない。

関 時間を費やしたので、4項目の位置づけが不明瞭になったと指摘して次の質問に移る。

(市の事前了解 ①国への要求について)

関 国は本年3月に、立地自治体のみならず再稼働への了解を求めた。私は6月議会でも「国のエネルギー基本計画に、原発の再稼働を進める際には立地自治体

等関係者の理解と協力を得るよう取り組む」と記されていることについて質問し、答弁は「国が事前に了解を求める自治体の規定が基本計画にしか根拠がない状態はおかしいので、国に対して制度上これを担保してほしいと何度も要望している。もし国で議論される時には、長岡を含むUPZ市町村は柏崎市、刈羽村と同等かそれに準じた形で条文に規定されるべきであった。そう考えているならば、議論される時にはとの消極的姿勢ではなく、すぐに規定するよう求めるべきだ。

答 安全協定の位置づけを明確にするよう要望している。加えて、本年度は再稼働の判断をする際の手続について、国の役割や地元及び周辺自治体の関与の在り方を明確にするよう国へ要望した。

関 さらに踏み込んで、UPZ市町村の柏崎市・刈羽村と同等か準じた規定を求めるべきと聞いている。

国へ要望した。

答 物には手順がある。まずは地元及び周辺自治体の関与の在り方等を明確にすることから始まり、そこから同等や準じるといふ話になる。

関 腰の引けた答弁だ(国が地元範囲等を決めた後に市が求めても変更は難しい)。

(市の事前了解)
② 県への要求について

関 6月議会で「再稼働の判断にUPZ住民の思いが反映されるよう知事に求める」との答弁があったが、市が知事に求めているのは、市町村の意見の聞き取り方法を示すことだ。答弁通り、UPZ自治体が反対した場合には知事も反対する等の要求をすべき。

答 昨年に行った知事とUPZ首長の連名による柏崎刈羽原発の安全対策の徹底等に関する国への要望は、知事がUPZの状況も考慮して実現したもので、県もUPZの重要性を十分に認識している。市として

は、市の意向が知事の判断に反映されるよう努力する。努力することだ。UPZ自治体の意思が知事の判断に反映されるよう求めているのか。

答 事務方レベルでは、そういう旨の話はしている。

関 重要なことなので、トップ同士で話をするべきだ。

(市の事前了解)
③ 東電への要求について

関 市は東電との安全協定に再稼働に対する事前了解権の追加を求めない理由を幾つも挙げてきたが、よくよく聞いていくとどの理由も成り立っていない。県内市町村がまとまっていけないとの理由について質問すると「東電との安全協定は県内市町村で足並みをそろえて結んだ背景がある」との答弁があった。県内市町村と東電との協定締結の背景はその通りであるが、その後年数が経過し、それ

ぞれ違った状況も生まれてきている。協定は個々の自治体が東電と締結していることから、他の自治体の同意がなければ協定を改定できないのはおかしい。自治体個々で結んでいる協定は個々で対応できる。

答 立地を除く県内自治体と東電との安全協定については、原発に対する住民の安全・安心の確保を目的に、平成25年に市町村研究会の場で議論し、合意した同一の協定書を個々の市町村と東電で締結したもので、個々の市町村が東電と独自に締結しているものではない。

関 市の言う通りならば、県内市町村が連名で東電と協定を結ぶべきだった。長岡が他の市町村に根回しせず、好き勝手に東電と改定協議を行うのは好ましくないが、長岡と東電の協定を「県内で足並みをそろえた」として改定しないのは妥当な理由ではない。

答 一貫して会派やグループに所属しない無所属議員として活動してきた関議員は単独で協定改定すればいいと考えるのだから、県内自治体が連携しているところが新潟の原発対策のみそだ。長岡が好きないように単独で行動しても問題ないとは考えない。**議員** 残り時間に気をつけて下さい。

(東電との関係) ①再稼働のハードルについて

関 市は「東電が市の事前了解権を認めると再稼働のハードルが上がるので、東電が事前了解権を認めるのは難しい」との答弁を繰り返している。東電が自身の内部規定を上げ下げすることはあり得るが、対外的なハードルを東電の意向で上げ下げできないはずだ。

答 協定は内容について合意した上で締結するものであるから、関係者がそれぞれの立場で内容について協議を行うことは可能である。

2
2025年
3月議会

化学物質対策について

関 厚労省は、アレルギー疾患が増加し、国民の約2人に1人がアレルギー疾患を有しているとの見解を示した。また、発

達障害者も増加していると言われ、長岡でも発達障害を抱える子が増えていることであり、市は発達支援を強化する予算を今議会に提出している。発達支援は必要だが、障害の増加に歯止めをかける取組も必要である。化学物質暴露をはじめとする環境因子が精神神経発達、妊娠、生殖、先天異常、アレルギー等に影響を与えているとの指摘を受けて環境省が調査しているが、実態の解明には時間を要する見込みだ。化学物質の生産量は1950年頃から急増し、中には有害性



が指摘されているものもある。また、多種多様な化学物質が体内に入った場合の複合作用の調査は不可能とも言われている。化学物質は、食品や包装材料、農薬、家庭用殺虫剤、化粧品、電子機器、飲料水、家具、繊維製品などに含まれ、人体から多くの物質が検出されており、その影響が次世代に伝わる可能性も指摘されている。これまでも化学物質について議論し、市は、危険性が指摘されている物質や製品については、可能な限り使用を控えるなどの対策を進める予防原則で対応している。本日は、特に子どもの化学物質の総暴露

量を低減する観点から質問する。

〔市の対応〕

①調査結果について

問 市は、市が使用する化学物質の適正使用と削減を推進し、各当局での化学物質の使用量を調査してきたが、その結果を伺う。

答 化学物質に関する議会での議論を踏まえ、市は公共施設における農薬や芳香剤などの化学物質の使用を控えるとともに、2000年度から3年ごとに使用量を調査してきた。その結果、農薬は定期散布を必要な時期だけに変えるといった対応により、00年度の使用料35tが21年度には3tとなった。芳香剤等も、06年度の2tから21年度には560kgまで削減できており、化学物質の適切な取扱いが浸透している。

〔市の対応〕 ②オーガニック給食について

問 オーガニック給食を提供する自治体が増加

している。市としても導入を検討すべき。

答 有機JAS認証の豆乳をシチュー等の食材に使用している学校はあるが、オーガニック農産物等を給食に用いるには量の確保や給食費上昇への対応などの課題が幾つもある。これらの課題が解決できるようになれば検討したい。

問 すぐにはできないと承知しているが、状況が整うのを待つのではなく、市として積極的に課題解決すべき。

答 食材提供者や農家に市が支援しても、すぐに課題解決できるような状況にない。国の政策が変わり課題解決の見通しが立てば、市の支援を検討する。

〔学校環境衛生管理マニュアルについて〕

問 マニュアルは、安易に薬剤や農薬を散布しない総合防除を定めたもので、2018年に改訂され、幼稚園等での活用も踏まえたものになっている。学校

や子どもの居場所などでの活用状況を伺う。

答 マニュアルは全ての市立学校に配置されており、これに沿った環境衛生活動などを実施している。例えば害虫等については、習性を見極め、まずは物理的防除を行い、安易に薬剤を使用しない。薬剤等が必要な場合は、残留性や毒性などを確認し、最低限の使用にしよう指導している。また、児童館等でも、ワックス、消臭剤等について化学物質を含まない製品を使用するよう配慮している。保育園等では、園庭や農作物に農薬を使用しないなど、総合防除を基本として化学物質の総量抑制に努めている。

〔市民への啓発について〕

問 行政内部での取組はある程度定着してきた。今後は、市民への啓発が課題だ。

答 厚労省の資料では、国内で使用されている化学物質は数万種類以上

で、中には危険性や有害性が不明な物質も多く含まれていると指摘されている。今後も国や研究機関の報告書などを入手して、引き続き環境情報誌やホームページで市民に情報を発信する。

柏崎刈羽原発の再稼働問題について

〔市の基本姿勢について〕

問 市は、市民の安全・安心のために必要と判断したものは国などに要求すると述べ、複合災害時の避難への対応などを要求してきた。しかし、事前了解権については、東電が市に了解権を認めないであろうとの実現性の低さを理由の1つとして要求していない。実現性の高低にかかわらず、必要なことは要求すべきだ。

答 市民の安全・安心を守るために言うべきこととは言う、求めるべきものは求めるとの姿勢に変わりはない。事前了解権つきは安全協定については、まずは国に対して再稼働を判断



する際の国の役割や地元及び周辺自治体の関与の在り方を明確にするよう求めている。

関 実現性があるから行った要求なのかは分からないが、何年も返答さえない。「国が明確にしないので了解権を求めない」とのことだが、返答が来る見込みはあるのか。
答 見込みについては不明である。

関 (市が要求する4項目 ①再稼働議論の大前提か)

市長は再稼働議論を始める大前提として、国が早急に対応すべき4項目を示したが「4項目が満たされない場合には再稼働議論を始めないのか」との質問には「4項目は再稼働いかんにかかわらず対応が必要で、リスクを最小限に抑えるべきという趣旨で述べた。議論が始まるのであれば当然始まる」と答弁した。4項目への対応は、再稼働議論の大前提なのか。

関 (市が要求する4項目 ②再稼働判断との関連)

4項目が一定程度達成されない場合には、市は再稼働に賛成できないと考える。その観点での議論において「4項目に全くのゼロ回答であった場合でも、受け入れられるかどうかは議論だ」との答弁があった。

目を示したが「4項目が満たされない場合には再稼働議論を始めないのか」との質問には「4項目は再稼働いかんにかかわらず対応が必要で、リスクを最小限に抑えるべきという趣旨で述べた。議論が始まるのであれば当然始まる」と答弁した。4項目への対応は、再稼働議論の大前提なのか。

答 国が4項目などの課題に対応すること、そして市民への丁寧な説明をして理解してもらうことが再稼働の是非の議論を始める大前提である。

関 議論を始める大前提という重大なことが明らかになった。

関 4項目が一定程度達成されない場合には、市は再稼働に賛成できないと考える。その観点での議論において「4項目に全くのゼロ回答であった場合でも、受け入れられるかどうかは議論だ」との答弁があった。

あった。早急に対応すべき項目にゼロ回答でも、市が賛成することもあるのか。
答 ゼロ回答であれば賛成することは難しいが、国などから対策が示され、市民が理解できるかが大切である。その上で、市議会の議論も踏まえて判断する。

関 (知事との関係性について)

県議会で審議される県民投票について、市長は「選挙肢の有力な一つ」と発言したと報道された。

また、議会の場では再稼働に対して長岡市民が意思表示することの必然性についても言及があった。これらことから、知事に県民投票を実施すべきと意見を伝えるべきだ。

答 どのような手法であれ、市民・県民の声を聞いた上で判断することが重要である。県民投票もその手法の一つと考えるが、その判断については知事と県議会で議論すべき。

長岡市民は再稼働の是非について意思表示

する必要があると認識しているのか。
答 市民の声をしっかりと聞いていただくことを希望する。

その他の質問項目 持続可能な行財政運営について

3 2025年 6月議会

柏崎刈羽原発の再稼働問題について

関 立地自治体は原発再稼働に対する実質的事前了解権を有している。また、柏崎市長、刈羽村長は再稼働に同意する見込みであり、再稼働への最後のステップは知事の同意のみだ。

知事は再稼働の是非を自ら判断して県民の信を問うと表明しているが、県議会の同意も選挙肢として示され、県民投票案例案も否決

されたことから、長岡市民を含む県民が意思表示できない可能性も出てきた。市長の公約が達成されるには「市民の不安が解消された上で再稼働するパターン」と「不安が解消されないで再稼働させないパターン」があるが、市長は事前了解権を求めない方針であるから、市民の不安が解消されないまま再稼働する可能性はある。また、市は再稼働の是非に対する市の判断を知事の判断に反映できるとの見込みを度々示している。そうであるなら、知事は長岡の意向のみを聴取すればよいが、県内市町村長の意見を聞くと言言している知事が長岡の判断だけを尊重するとは考えられず、公約を実行する手段が確立されないまま再稼働問題は最終局面に入った。

原発の議論では、明確で納得できる答弁が少なく、公約の実現が難しいと考えている。公約実現への道筋が示されることを期待して質問する。

(再稼働に関する今後の見通し) ①スケジュールについて

関 来年の知事選挙で県民の信が問われる可能性も高まっているが、市のスケジュール感を伺う。

答 来年6月で知事の任期が満了となるので、それまでに再稼働の是非の判断が行われると思う。

(再稼働に関する今後の見通し) ②残された時間への危機感について

関 市は、国や県に様々な要求を行ってきだが、実現していない事項が多い。残された時間は短い、危機感を持っているのか。

答 国や県からの回答を待っている。例えば豪雪時の避難については対策が示された。その他の項目も早急に対策を示してほしい。

関 何年にもわたって要求してきた各種項目が、あと1年で実現するのは難しいのではとの危機感

を聞いている。

答 危機感が足りないとの指摘と思うが、要望等の達成状況の受け止め具合は人様々であり、市としては全く進んでいないわけではないとの認識だ。市は国が示した豪雪時の対応に更なる実効性向上を求めており、常に意思疎通している。

関 一部進んでいる項目はあるが、安全協定の法的位置づけは、検討さえ行われていないのに1年で結論が出るのか。知事による市町村長の意見の聴取方法も早期に示すよう求めて

きたが実現していない。これらの非常に大事な事が実現していない現状に危機感はないのか。

答 安全協定の法的位置づけについては国からの回答がなければ再稼働の是非の議論ができないということではない。知事からも回答待ちだが、突然に明日集まってくれとはならないと思う。

関 反論があるが、時間が経過したので次の質問に進む。

(被爆線量シミュレーション) ①市長の認識について

関 昨年に県が重大事故時の被曝線量シミュレーションを行うと発表したことを受け、私は12月の総務委員会で質問した。「県は国が行った仮想原発でのシミュレーションを柏崎刈羽に当てはめるとしているが、国は過酷事故でも安全対策が奏功するとして、原発から放出される放射性物質は極めて微量との前提であり、UPZでは屋内退避

の必要もないとの結論さえ出かねないため大きな問題がある」と指摘し、「厳しい条件でのシミュレーションも行うよう県に求めるべき」と質問したが「結果の説明を受けた上で、必要があれば問題提起を行う」との答弁だった。それに対し「それでは遅い。シミュレーションが行われた後に市がもう一度厳しい条件でやってくれと言っても県は受付けられないのではないか」と再質問したが答弁は変わらなかった。そして先月、県はシミュレーションを公表し「UPZでは住民が屋外に居続けても基準を超えることはない」との予想通りの結果が出た。これに対し市長は記者会見で「国や東電が福島のような過酷事故が起こらないと断言できるなら首都圏に原発を造ってもよい。万が一でも福島並み事故が起きる可能性があるのなら、それも想定したシミュレーションも公表すべき」と発言したと報道された。市長は福島並みの過酷

事故が起きる可能性があると考えているのか。
答 絶対の安全はなく、過酷事故が起る可能性はゼロではない。

(被爆線量シミュレーション) ②県への要求について

関 国・県が行ったシミュレーションは新たな安全神話に基づいたものだ。過酷事故も想定すべきと考えるならば、それを県に要求すべき。

答 シミュレーションは、屋内退避などの効果を示すことで、避難計画に対する県民の理解向上を図ることを目的に実施された。結果に対する市民の受け止めが重要であるため、まずは市民の疑問に対する丁寧な説明と周知を求める。
関 市は、市民の安心・安全のために必要なことは国などに伝えるとの姿勢を何度も示している。市民の受け止めの見極めは大事故だが、避難の際には最前線に身を置く市として、原発政策を公約した市長とし

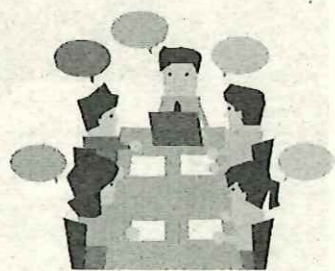


て、福島並みシミュレーションが必要と考えているならば、率直に県に申し入れるべき。

答 県からは「福島事故を踏まえた新基準で対策が講じられており、その信頼性を認識した上で国が想定した条件は合理的」との説明があった。また、国

も「何重にも安全対策を施しており、対策が奏功する蓋然性が高い」と言っている。まず、そのことを市民に説明していただくことが大事で、説明に対する市民の受け止めが重要だ。国は「過度な放射線リスクを考えた避難は実効性のある計画とは言えず、福島の教訓を踏まえると弊害が大きい」と言っている。知事も「過度な想定は不安をおおるだけ」と言っている。

関 時間が経過した。特に原発問題について議論すると、議場や会見等での発言が後になって変説すると指摘して次の質問に進む。



(知事との懇談会について)

関 知事が県民の意向を把握する手段の1つである首長懇談会が魚沼ブロックで開催され、今後は全県で順次開催される。市長は懇談会で「現時点では再稼働に反対」と述べるの

答 知事から長岡の現状を問われれば、県民の思いが把握できる意識調査の実施と、当市民分の調査結果の提供、そして市町村の意向取りまとめを含めた今後のプロセスの明確化、特に市民の思いの把握には時間をかけて頂きたいことなどを伝えると思う。

関 それだけでは不十分だ。「再稼働の是非に

対する市の判断は知事の判断に反映させる」との答弁が繰り返されてきたが、「県も長岡の意見を重く受け止める方針か」との質問には「県の考えは分からない」との答弁であった。また、最近では知事が最終判断する際の市町村の意向聞き取りに関して、知事や県職員から歯切れの悪い発言が続いている。また、以前に「知事が選挙で県民の信を問う時に、長岡市民も意思表示すればいい」との市長答弁もあった。これらのことから、懇談会では、知事が市町村の最終判断を聞く機会を確保することの確認、知事が長岡市の再稼働の是非に対する判断に従ってもらふことの確認、及び知事選で県民の信を問う確約を取るべきである。

答 会議がどのような内容で進むかは不明なので、現時点では答えられない。

関 知事が市町村の最終判断を聞く機会の確保と、再稼働の是非に対する

市の判断に知事も従ってもらうことの確約が、市長公約を実現できるかどうかの重大ポイントである。また、魚沼ブロックでの発言を報道で見ると、自由に発言できようだ。公約実現の思いを込めて、一言だけでもこれらの点を求めるべきだ。

答 長岡以外の首長もいる中で意見交換を行うので、指摘の点を話すことが会議の趣旨にそぐうのかを考えなくてはならないため、現時点で発言すると確約できない。

総務委員会
などでの発言

2024年
9月議会
2025年
6月議会

中核市について、市長の内部統治について、入札等監視委員会について、移住・定住について、除雪共助組織の支援について、議会活性化(会派制)について

市政懇談会

日時：毎月第3土曜日 19:00~21:00
場所：神明公民館(長岡市信濃2丁目)
内容：自由に意見を交換します。関たかしの市政報告の他、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたも参加できます。

出前報告

日時を調整して頂ければ、柔軟に対応します。

バックナンバー

HPIに掲載しておりますが、ご希望の方にはお配りします。





郵便区内特別

「家族構成等の変更があった場合はお手数でもお知らせ下さい」

持続可能な社会の実現
— 広げよう長岡から —

長岡市議会議員

関たかし 事務所

〒940-0098 長岡市信濃2丁目

事務所TEL&FAX

E-mail:

<http://www.mynet.ne.jp/~sekitaka/>



「関員志」で検索
できます。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 26
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 郵送代	政務活動費充当金額 52,896 円	精算年月日 2026. 4. 6		

領収書等貼付欄

領収書

関 貴志 様

[別納引受]
区内特別基(定) 17.5g
096 900通 ¥86,400

小計 ¥86,400

郵便物引受合計通数 900通
課税計(10%) ¥86,400
(内消費税等(10%)) ¥7,854
非課税計 ¥0

合計 ¥86,400
お預り金額 ¥86,400

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年12月24日 10:42
発行No. 251224A5547 端N42箱03
連絡先: 長岡西郵便局
TEL: 0570-943-864

43,200円(1/2)を支出

領収書

関 貴志 様

[別納引受]
区内特別基(定) 18.0g
096 100通 ¥9,600

小計 ¥9,600

郵便物引受合計通数 100通
課税計(10%) ¥9,600
(内消費税等(10%)) ¥872
非課税計 ¥0

合計 ¥9,600
お預り金額 ¥10,000
おつり ¥400

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2025年12月24日 11:24
発行No. 251224A8561 端N62箱01
連絡先: 与板郵便局
TEL: 0258-72-2001

4,800円(1/2)を支出

領収書

関 貴志 様

[別納引受]
区内特別基(定) 18.0g
096 102通 ¥9,792

小計 ¥9,792

郵便物引受合計通数 102通
課税計(10%) ¥9,792
(内消費税等(10%)) ¥890
非課税計 ¥0

合計 ¥9,792
お預り金額 ¥10,000
おつり ¥208

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年1月8日 15:18
発行No. 260108A4000 端N70箱01
連絡先: 来迎寺郵便局
TEL: 0258-92-2050

4,896円(1/2)を支出

穴あけ注意

※書類は、重ならないように貼付すること。

長岡市議会議員 関たかし 〈活動報告〉

せきたか通信 28号

(2025年度)



持続可能な社会の実現 ～広げよう長岡から～

重点的に取り組む分野 環境問題、人間性(心)と教育、財政・経済、政治改革

はじめに

新時代の始まりか

参議院選挙において自公政権が衆参ともに過半数割れとなり、国民の投票行動に変化が起きているように感じます。主権者である国民は政治を変える力を持っており、その力を行使し始めたのかもしれない。私が政治家を目指したのは「このままで世の中が良くなるわけではない」「持続性のない社会から持続可能な社会への変化が必要」との思いですので、新しい政治への転換に向けて今後も努力を続けます。

最近の市政

2024年10月に磯田市長は3回目の当選を果たされ、その後の12月議会、3月議会、6月議会で延べ46人の議員が一般質問しました。そのうち、選挙時に市長への支援を公表した27人に対しては市長が直接答弁しましたが、支援を公表し

なかったと思われる延べ18人には答弁しませんでした(支援を公表した議員のうち1人には市長答弁がなかった)。25年9月議会でも市長が答弁する場合の基準を訊ねたところ、「総合的に判断している」とのことでしたが、釈然としません。

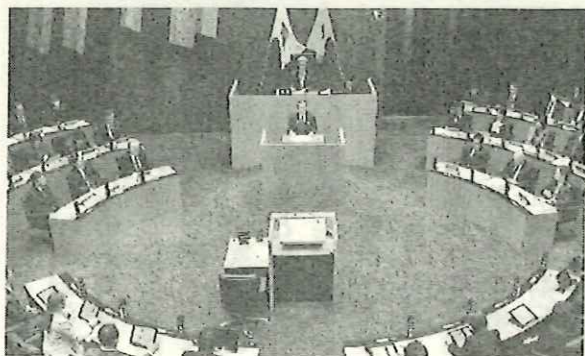
市は、財政悪化により、貯金に当たる財政調整基金(財調)残高が急激に減少して42億円となったことなどを受けて、2021年度から25年度までの5年間で、使用料等の見直しや施設の縮小等に取り組む「持続可能な行財政運営プラン」を策定しました。その際私は、財政悪化の原因は合併後の財政運営と指摘しましたが、市は否定しました。悪化の原因を曖昧にしたまま市民負担を増大させたことは問題です。25年10月には30年度に財調が枯渇する見通しが示され、今後は更なる市民負担

が求められるという財政危機宣言級の憂慮すべき事態です。

最近の議会

某議員が一般質問で再質問をしようとしたところ、議長が「その質問は通告していただけますか」と問いかけた後に「次の質問に移ってください」と命じました。一般質問は通告制となっており、議員が事前に質問内容を議長に通告することになっていきます。しかし、議員は答弁をその場で聞くので、これに対する再質問は通告する必要もなく、通告することも不可能です。議長は再質問ではなく、通告のない項目の質問と誤解したのかもしれないが、それにしても慎重に確認すべきでした。市民から選ばれた議員の発言は余程のことがない限り制限できるものではありませんが、最近の長岡市議会ではこの原則が軽んじられているように感じます。

6月議会の前に各議員の委員会への所属を決める調整が行われます。会派に属さない無所属議員がこの調整に入れない理不尽さはこれまで訴えてきた通りですが、今回は無所属議員に事前に希望の委員会を提出するようにとの配慮がありました。調整ですので結果は100%希望通りとはなりません。手続きの公平性は多少改善されました。ただ、今後も続くのかは分かりません。



一般質問 要旨

1
2024年
12月議会

柏崎刈羽原発の
再稼働問題について

再稼働問題について

関 福島原発事故を受け、原子力の防災区域が原発から半径30km圏（UPZ）に拡大し、長岡は避難計画の策定義務を負うこととなった。国は、新規制基準に適合した原発は地元同意を得て再稼働する方針であり、柏崎刈羽原発は既に国の基準に合格した。国のエネルギー基本計画には「再稼働を進める際には自治体等関係者の理解と協力を得る」と立地自治体よりも広範に理解を得ると記されているが、国は新潟県・柏崎市・刈羽村の立地自治体のみに理解を求めた。東京電力は立地自治体の同意を得た上で柏崎刈羽原

発6・7号機を再稼働する方針で、長岡には同意を求めない。

県知事は、再稼働の是非を判断して県民の信を問うと表明している。一般的には知事選挙が住民投票と考えられるが、県議会の同意も選択肢であることが示され、県民が直接意思表示できない可能性も出てきた。また、知事が判断する際には、柏崎市と刈羽村以外の県内市町村の意見を聞き取る方針だが、知事が本市やUPZ自治体の判断を尊重するのかが、市町村長の意見が割れた場合にどのように判断するのかなどの取りまとめ方法は、本市などが再三求めているにもかかわらず示されていない。



めることができない状態である。また、市は再稼働の是非に対する市の判断を知事の判断に反映する方針だが、県内市町村の意見を聞く知事が本市の判断だけを尊重するとは考えられず、再稼働に向けての動きが加速する中で、公約を履行する手段の確立が大きな問題になっている。

私は、被曝リスクと避難計画の策定義務を負った長岡市には、長岡が賛成しなければ再稼働できない仕組みである事前了解権が必要と訴え、議論を重ねてきた。市長は複合災害時の避難などに言及しているが、肝腎要の再稼働を止める仕組みの構築については、8年間の磯田市政では取組がなかった。この間、茨城県

の東海第二原発では、UPZ自治体が電力事業者と事前了解権付きの安全協定を締結した。島根原発では、事前了解を求められる知事とUPZ自治体が覚書を交わすことで事前了解権に準じた仕組みが構築され、UPZ自治体の了解なくして再稼働できない原発が存在している。本日は、これまで重ねてきた議論に基づいて質問する。

(市の姿勢)

①公約の実現性について

関 市は市民の安全・安心を守るため、国・県・事業者に対し実現性の有無にかかわらず必要なことは求めるとの姿勢で、柏崎刈羽原発1〜5号機の廃炉や複合災害時の避難路確保、電力事業者の変更などを求めてきた。しかし、東電に對して再稼働に対する事前了解を求めるべきとの議論になると、東電が本市に事前了解権を認める実現性は低いとして、再稼働に対する市の意見は知事に述べる

との答弁が繰り返されている。東電が了解権を認める実現性は、手段の実現性であるが、知事が本市の意向に沿う判断をする確証がない中では、公約の実現性という観点では市と東電で締結している安全協定に事前了解権を追加するほうが実現性は高い。

答

政策の実現性や実効性の観点から、安全協定ではなく知事の判断に本市の思いが反映されること

関

知事から市の賛否に同調してもらつよりも、独自に事前了解権を獲得して行使するほうが、公約の実現性としては高いこと認識を聞いている。

答

どちらが公約実現の可能性が高いかとの質問である。事前了解権を獲得できれば再稼働を止めることは可能かもしれないが、その獲得は極めて難しい。市民の不安が解消されない状態で再稼働してはならないと市長は言っており、そのため国や東電に課題を

訴えて対応を求めている。再稼働に対する市の賛否は、知事判断に市の思いを反映するほうが可能性は高い。

（市の姿勢 ②実現性の追求が必要なことの要求か）

関 市は市民の安全・安心のために必要なものは実現性の高低にかかわらず国などに要求するとの姿勢に変わりはないのか。

答 複合災害時の対応など、早急に解決してほしい課題は国や県に対応を求めている。今後にも必要ないことは国や県へ求める。

関 市民のために必要な東電との事前了解権付き協定の締結を、今後も市に求めていく。

（再稼働に対する判断基準）

関 昨年、再稼働議論を始める大前提として市長は4項目を示した。それは、①不適切事案を繰り返し東電の現状を受け止め、国がしっかりと責任を持つ

体制の構築。②豪雪時の避難対策として、道路整備や融雪などの整備。③原子炉の集中立地を回避するため、1〜5号機の廃炉等の方針。④リスクと不安だけを負わされる今の仕組みは、市民にとって到底受け入れられないことの4つである。4項目は市が判断する時の基準なのかと質問しているが「4項目は再稼働にかかわらず、国から早急に取組んで頂きたい」「現時点で再稼働の判断材料と述べるのは不適切」との答弁であった。しかし、早急に取組むべき4項目が未達



成ならば再稼働に反対するのは当然だ。

答 4項目以外でも、県内市町村で課題をまとめて国や県へ対応を求めている。また、その後発生した能登半島地震を踏まえた地震リスクの検証や屋内退避の実効性などの課題が山積している。市としては、これらの課題が解決されない現時点では再稼働是非の議論を進められない。

関 答えていない。解決されなければ議論しないと言っている4項目である。国と東電は再稼働に向かつて着々と動いており、4項目が解決されずに再稼働判断を迫られる場面は十分あり得る。その場合には反対することが当然であるが、それでいいのかとの質問だ。

答 判断時にリスクがゼロに近づくことが望ましいが、4項目にしっかりと対応頂き、それを住民が許容するのを見る必要がある。今やれることは様々な課題を国がおさなりにする

ことなく、しっかりと対処して頂くことだ。

関 不明瞭な答弁だ。国がおさなりにした状況で判断が求められた場合は、当然ながら賛成できないとの理解でよいか。

答 関議員は、賛成しないと言うまで質問するのかもしれないが、課題の進み具合の問題で、ゼロ回答になった場合も、受け入れられるかどうかを議論する。今のままでは駄目だと訴えているので、どの程度まで対応されないと反対だ、賛成だとは現時点では言えない。

関 時間を費やしたので、4項目の位置づけが不明瞭になったと指摘して次の質問に移る。

（市の事前了解 ①国への要求について）

関 国は本年3月に、立地自治体のみならず再稼働への了解を求めた。私は6月議会会で「国のエネルギー基本計画に、原発の再稼働を進める際には立地自治体

等関係者の理解と協力を得るよう取り組む」と記されていることについて質問し、答弁は「国が事前に了解を求める自治体の規定が基本計画にしか根拠がない状態はおかしいので、国に対して制度上これを担保してほしいと何度も要望している。もし国で議論される時には、長岡を含むUPZ市町村は柏崎市、刈羽村と同等かそれに準じた形で条文中に規定されるべきであった。そう考えているならば、議論される時にはとの消極的姿勢ではなく、すぐに規定するよう求めるべきだ。

答 安全協定の位置づけを明確にするよう要望している。加えて、本年度は再稼働の判断をする際の手続について、国の役割や地元及び周辺自治体の関与の在り方を明確にするよう国へ要望した。

関 さらに踏み込んで、UPZ市町村の柏崎市・刈羽村と同等か準じた規定を求めるべきと聞いている。

答 物には手順がある。まずは地元及び周辺自治体の関与の在り方等を明確にすることから始まり、そこから同等や準じるといふ話になる。

問 腰の引けた答弁だ（国が地元の範囲等を決めた後に市が求めても変更は難しい）。

（市の事前了解）
② 県への要求について

問 6月議会で「再稼働の判断にUPZ住民の思いが反映されるよう知事に求める」との答弁があったが、市が知事に求めているのは、市町村の意見の聞き取り方法を示すことだ。答弁通り、UPZ自治体が反対した場合には知事も反対する等の要求をすべき。

答 昨年に行った知事とUPZ首長の連名による柏崎刈羽原発の安全対策の徹底等に関する国への要望は、知事がUPZの状況も考慮して実現したもので、県もUPZの重要性を十分に認識している。市として

は、市の意向が知事の判断に反映されるよう努力する。努力することだ。UPZ自治体の意思が知事の判断に反映されるよう求めているのか。

答 事務方レベルでは、そういう旨の話はしている。

問 重要なことなので、トップ同士で話をするべきだ。

（市の事前了解）

③ 東電への要求について

問 市は東電との安全協定に再稼働に対する事前了解権の追加を求めない理由を幾つも挙げてきたが、よくよく聞いていくとどの理由も成り立っていない。県内市町村がまとまっているのと理由について質問すると「東電との安全協定は県内市町村で足並みをそろえて結んだ背景がある」との答弁があった。県内市町村と東電との協定締結の背景はその通りであるが、その後年数が経過し、それ

ぞれ違った状況も生まれてきている。協定は個々の自治体が東電と締結していることから、他の自治体の同意がなければ協定を改定できないのはおかしい。自治体個々で結んでいる協定は個々で対応できる。

答 立地を除く県内自治体と東電との安全協定については、原発に対する住民の安全・安心の確保を目的に、平成25年に市町村研究会の場で議論し、合意した同一の協定書を個々の市町村と東電で締結したもので、個々の市町村が東電と独自に締結しているものではない。

問 市の言う通りならば、県内市町村が連名で東電と協定を結ぶべきだった。長岡が他の市町村に根回しせず、好き勝手に東電と改定協議を行うのは好ましくないが、長岡と東電の協定を「県内で足並みをそろえた」として改定しないのは妥当な理由ではない。

答 一貫して会派やグループに所属しない無所属議員として活動してきた関議員は単独で協定改定すればいいと考えるのだから、県内自治体が連携しているところが新潟の原発対策のみそだ。長岡が好きないように単独で行動しても問題ないとは考えない。

議案 残り時間に気をつけて下さい。

（東電との関係）
① 再稼働のハードルについて

問 市は「東電が市の事前了解権を認めると再稼働のハードルが上がるので、東電が事前了解権を認めるのは難しい」との答弁を繰り返している。東電が自身の内部規定を上げ下げすることはあり得るが、対外的なハードルを東電の意向で上げ下げできないはずだ。

答 協定は内容について合意した上で締結するものであるから、関係者がそれぞれの立場で内容について協議を行うことは可能である。

2
2025年
3月議会

化学物質対策について

問 厚労省は、アレルギー患者が増加し、国民の約2人に1人がアレルギー疾患を有しているとの見解を示した。また、発達障害者も増加していると言われ、長岡でも発達障害を抱える子が増えているとのことであり、市は発達支援を強化する予算を今議会に提出している。発達支援は必要だが、障害の増加に歯止めをかける取組も必要である。化学物質暴露をはじめとする環境因子が精神神経発達、妊娠、生殖、先天異常、アレルギー等に影響を与えているとの指摘を受けて環境省が調査しているが、実態の解明には時間を要する見込みだ。化学物質の生産量は1950年頃から急増し、中には有害性



が指摘されているものもある。また、多種多様な化学物質が体内に入った場合の複合作用の調査は不可能とも言われている。化学物質は、食品や包装材料、農薬、家庭用殺虫剤、化粧品、電子機器、飲料水、家具、繊維製品などに含まれ、人体から多くの物質が検出されており、その影響が次世代に伝わる可能性も指摘されている。これまでも化学物質について議論し、市は、危険性が指摘されている物質や製品については、可能な限り使用を控えるなどの対策を進める予防原則で対応している。本日は、特に子どもの化学物質の総暴露

量を低減する観点から質問する。

〔市の対応〕

①調査結果について

問 市は、市が使用する化学物質の適正使用と削減を推進し、各当局での化学物質の使用量を調査してきたが、その結果を伺う。

答 化学物質に関する議会での議論を踏まえ、市は公共施設における農薬や芳香剤などの化学物質の使用を控えるとともに、2000年度から3年ごとに使用量を調査してきた。その結果、農薬は定期散布を必要な時期だけに変えるといった対応により、00年度の使用料35tが21年度には3tとなった。芳香剤等も、06年度の2tから21年度には560kgまで削減できており、化学物質の適切な取扱いが浸透している。

〔市の対応〕 ②オーガニック給食について

問 オーガニック給食を提供する自治体が増加

している。市としても導入を検討すべき。

答 有機JAS認証の豆乳をシチュー等の食材に使用している学校はあるが、オーガニック農産物等を給食に用いるには量の確保や給食費上昇への対応などの課題が幾つもある。これらの課題が解決できるようになれば検討したい。

問 すぐにはできないと承知しているが、状況が整うのを待つのではなく、市として積極的に課題解決すべき。

答 食材提供業者や農家に市が支援しても、すぐに課題解決できるような状況にない。国の政策が変わり課題解決の見通しが立てば、市の支援を検討する。

〔学校環境衛生管理マニュアルについて〕

問 マニユアルは、安易に薬剤や農薬を散布しない総合防除を定めたもので、2018年に改訂され、幼稚園等での活用も踏まえ

答 厚労省の資料では、国内で使用されている化学物質は数万種類以上

や子どもの居場所などでの活用状況を伺う。

答 マニユアルは全ての市立学校に配置されており、これに沿った環境衛生活動などを実施している。例えば害虫等については、習性を見極め、まずは物理的防除を行い、安易に薬剤を使用しない。薬剤等が必要な場合は、残留性や毒性などを確認し、最低限の使用にするよう指導している。また、児童館等でも、ワックス、消臭剤等について化学物質を含まない製品を使用するよう配慮している。保育園等では、園庭や農作物に農薬を使用しないなど、総合防除を基本として化学物質の総量抑制に努めている。

〔市民への啓発について〕

問 行政内部での取組はある程度定着してきた。今後は、市民への啓発が課題だ。

答 厚労省の資料では、国内で使用されている化学物質は数万種類以上

で、中には危険性や有害性が不明な物質も多く含まれていると指摘されている。今後も国や研究機関の報告書などを入手して、引き続き環境情報誌やホームページで市民に情報を発信する。

柏崎刈羽原発の再稼働問題について

〔市の基本姿勢について〕

問 市は、市民の安全・安心のために必要と判断したものは国などに要求すると述べ、複合災害時の避難への対応などを要求してきた。しかし、事前了解権については、東電が市に了解権を認めないであろうとの実現性の低さを理由の1つとして要求していない。実現性の高低にかかわらず、必要なことは要求すべきだ。

答 市民の安全・安心を守るために言うべきこととは言う、求めるべきものは求めるとの姿勢に変わりはない。事前了解権つきは安全協定については、まずは国に対して再稼働を判断



する際の国の役割や地元及び周辺自治体の関与の在り方を明確にするよう求めている。

関 実現性があるから行った要求なのかは分からないが、何年も返答さえない。「国が明確にしないので了解権を求めない」とのことだが、返答が来る見込みはあるのか。
答 見込みについては不明である。

市が要求する4項目

①再稼働議論の大前提か

関 市長は再稼働議論を始める大前提として、国が早急に対応すべき4項目を示したが「4項目が満たされない場合には再稼働議論を始めないのか」との質問には「4項目は再稼働いかんにかかわらず対応が必要で、リスクを最小限に抑えるべきという趣旨で述べた。議論が始まるのであれば当然始まる」と答弁した。4項目への対応は、再稼働議論の大前提なのか。

国が4項目などの課題に対応すること、そして市民への丁寧な説明をして理解してもらうことが再稼働の是非の議論を始める大前提である。

関 議論を始める大前提という重大なことが明らかになった。

市が要求する4項目
②再稼働判断との関連

関 4項目が一定程度達成されない場合には、市は再稼働に賛成できないと考える。その観点での議論において「4項目に全くのゼロ回答であった場合でも、受け入れられるかどうかは議論だ」との答弁があった。早急に対応すべき項目にゼロ回答でも、市が賛成することもあるのか。

ゼロ回答であれば賛成することは難しいが、国などから対策が示され、市民が理解できるかが大切である。その上で、市議会の議論も踏まえて判断する。

(知事との関係性について)

関 県議会で審議される県民投票について、市長は「選肢の有力な一つ」と発言したと報道された。また、議会の場では再稼働に対して長岡市民が意思表示することの必然性についても言及があった。これらことから、知事に県民投票を実施すべきと意見を伝えるべきだ。

答 どのような手法であれ、市民・県民の声を聞いた上で判断することが重要である。県民投票もその手法の一つと考えるが、その判断については知事と県議会で議論すべき。

関 長岡市民は再稼働の是非について意思表示

する必要があると認識しているのか。
答 市民の声をしっかりと聞いていただくことを希望する。

その他の質問項目
持続可能な行財政運営について

3
2025年
6月議会

柏崎刈羽原発の再稼働問題について

関 立地自治体は原発再稼働に対する実質的事前了解権を有している。また、柏崎市長、刈羽村長は再稼働に同意する見込みであり、再稼働への最後のステップは知事の同意のみだ。

知事は再稼働の是非を自ら判断して県民の信を問うと表明しているが、県議会の同意も選肢として示され、県民投票条例案も否決

されたことから、長岡市民を含む県民が意思表示できない可能性も出てきた。市長の公約が達成されるには「市民の不安が解消された上で再稼働するパターン」と「不安が解消されないの

で再稼働させないパターン」があるが、市長は事前了解権を求めない方針であるから、市民の不安が解消されないまま再稼働する可能性はある。また、市は再稼働の是非に対する市の判断を知事の判断に反映できるとの見込みを度々示している。そうであるなら、知事は長岡の意向のみを聴取すればよいが、県内市町村長の意見を聞くと明言している知事が長岡の判断だけを尊重するとは考えられず、公約を実行する手段が確立されないまま再稼働問題は最終局面に入った。

原発の議論では、明確で納得できる答弁が少なく、公約の実現が難しいと考えられている。公約実現への道筋が示されることを期待して質問する。

(再稼働に関する今後の見通し) ①スケジュールについて

関 来年の知事選挙で県民の信が問われる可能性も高まっているが、市のスケジュール感を伺う。

答 来年6月で知事の任期が満了となるので、それまでに再稼働の是非の判断が行われると思う。

(再稼働に関する今後の見通し) ②残された時間への危機感について

関 市は、国や県に様々な要求を行ってきながら、実現していない事項が多い。残された時間は短い。危機感を持っているのか。

答 国や県からの回答を待っている。例えば豪雪時の避難については対策が示された。その他の項目も早急に対策を示してほしい。

関 何年にもわたって要求してきた各種項目が、あと1年で実現するのは難しいのではとの危機感

を聞いている。

答 危機感が足りないとの指摘と思うが、要望等の達成状況の受け止め具合は人様々であり、市としては全く進んでいないわけではないとの認識だ。市は国が示した豪雪時の対応に更なる実効性向上を求め、常により意思疎通している。

関 一部進んでいる項目はあるが、安全協定の法的位置づけは、検討さえ行われていないのに1年で結論が出るのか。知事による市町村長の意見の聴取方法も早期に示すよう求めて

答 安全協定の法的位置づけについては国からの回答がなければ再稼働の是非の議論ができないというところではない。知事からも回答待ちだが、突然に明日集まってくれとはならないと思う。

関 反論があるが、時間が経過したので次の質問に進む。

(被曝線量シミュレーション) ①市長の認識について

関 昨年に県が重大事故時の被曝線量シミュレーションを行うと発表したことを受け、私は12月の総務委員会で質問した。「県は国が行った仮想原発でのシミュレーションを柏崎刈羽に当てはめるとしているが、国は過酷事故でも安全対策が奏功するとして、原発から放出される放射性物質は極めて微量との前提であり、UPZでは屋内退避

の必要もないとの結論さえ出かねないため大きな問題がある」と指摘し、「厳しい条件でのシミュレーションも行うよう県に求めるべき」と質問したが「結果の説明を受けた上で、必要があれば問題提起を行う」との答弁だった。それに対し「それでは遅い。シミュレーションが行われた後に市がもう一度厳しい条件でやってくれと言っても県は受け付けないのではないか」と再質問したが答弁は変わらなかった。そして先月、県はシミュレーションを公表し「UPZでは住民が屋外に居続けたら基準を超えることはない」との予想通りの結果が出た。これに対し市長は記者会見で「国や東電が福島のような過酷事故が起これないと断言できるなら首都圏に原発を造ってもよい。万が一でも福島並み事故が起きる可能性があるのなら、それも想定したシミュレーションも公表すべき」と発言したと報道された。市長は福島並みの過酷

事故が起きる可能性があると考えているのか。

答 絶対の安全はなく、過酷事故が起こる可能性はゼロではない。

(被曝線量シミュレーション) ②県への要求について

関 国・県が行ったシミュレーションは新たな安全神話に基づいたものだ。過酷事故も想定すべきと考えるならば、それを県に要求すべき。

答 シミュレーションは、屋内退避などの効果を示すことで、避難計画に対する県民の理解向上を図ることを目的に実施された。結果に対する市民の受け止めが重要であるため、まずは市民の疑問に対する丁寧な説明と周知を求める。

関 市は、市民の安心・安全のために必要なことは国などに伝えるとの姿勢を何度も示している。市民の受け止めの見極めは大事故だが、避難の際には最前線に身を置く市として、原発政策を公約した市長とし

た。市長は福島並みの過酷

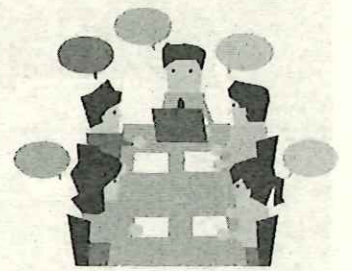


て、福島並みシミュレーションが必要と考えているならば、率直に県に申し入れるべき。

答 県からは「福島事故を踏まえた新基準で対策が講じられており、その信頼性を認識した上で国が想定した条件は合理的」との説明があった。また、国

も「何重にも安全対策を施しており、対策が奏功する蓋然性が高い」と言っている。まず、そのことを市民に説明していただくことが大事で、説明に対する市民の受け止めが重要だ。国は「過度な放射線リスクを考えた避難は実効性のある計画とは言えず、福島の教訓を踏まえると弊害が大きい」と言っている。知事も「過度な想定は不安をおおるだけ」と言っている。

関 時間が経過した。特に原発問題について議論すると、議場や会見等での発言が後になって変説すると指摘して次の質問に進む。



(知事との懇談会について)

関 知事が県民の意向を把握する手段の1つである首長懇談会が魚沼ブロックで開催され、今後は全県で順次開催される。市長は懇談会で「現時点では再稼働に反対」と述べるのにも含め、何を伝えようと考えているか。

答 知事から長岡の現状を問われれば、県民の思いが把握できる意識調査の実施と、当市民分の調査結果の提供、そして市町村の意向取りまとめを含めた今後のプロセスの明確化、特に市民の思いの把握には時間をかけて頂きたいことなどを伝えると思う。

関 それだけでは不十分だ。「再稼働の是非に

対する市の判断は知事の判断に反映させる」との答弁が繰り返されてきたが、「県も長岡の意見を重く受け止める方針か」との質問には「県の考えは分からない」との答弁であった。また、最近では知事が最終判断する際の市町村の意向聞き取りに関して、知事や県職員から歯切れの悪い発言が続いている。また、以前に「知事が選挙で県民の信を問う時に、長岡市民も意思表示すればいい」との市長答弁もあった。これらのことから、懇談会では、知事が市町村の最終判断を聞く機会を確保することの確認、知事が長岡市の再稼働の是非に対する判断に従ってもらふことの確約、及び知事選で県民の信を問う確約を取るべきである。

答 会議がどのような内容で進むかは不明なので、現時点では答えられない。

関 知事が市町村の最終判断を聞く機会の確保と、再稼働の是非に対する

市の判断に知事も従ってもらうことの確約が、市長公約を実現できるかどうかの重大ポイントである。また、魚沼ブロックでの発言を報道で見ると、自由に発言できよう。公約実現の思いを込めて、一言だけでもこれらの点を求めるべきだ。

答 長岡以外の首長もいる中で意見交換を行うので、指摘の点を話すことが会議の趣旨にそぐうのかを考えなくてはならない。現時点で発言すると確約できない。

**総務委員会
などでの発言**

2024年
9月議会
～
2025年
6月議会

中核市について、市長の内部統治について、入札等監視委員会について、移住・定住について、除雪共助組織の支援について、議会活性化(会派制)について

市政懇談会

日時：毎月第3土曜日 19:00～21:00
場所：神明公民館(長岡市信濃2丁目)
内容：自由に意見を交換します。関たかしの市政報告の他、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたも参加できます。

出前報告

日時を調整して頂ければ、柔軟に対応します。

バックナンバー

HPに掲載しておりますが、ご希望の方にはお配りします。

発行/関たかし事務所

〒940-0098 長岡市信濃2丁目
TEL.0258-32-0751 FAX

関たかし

E-mail
ホームページ

<http://www.sekitaka.net>

(関胃志で検索できます)

ケータイから、
HPへアクセス
できます。



政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 27
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料費 <input type="checkbox"/> 情報通信費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 事務所費				
摘要 郵送代	政務活動費充当金額 115,242円	精算年月日 2026.4.6		

領収書等貼付欄

領収書
関 貴志 様

は係し

[別納引受] 区内特別基(定) 096 209通	17.5g ¥20,064
小計	¥20,064
郵便物引受合計通数	209通
課税計(10%)	¥20,064
(内消費税等(10%))	¥1,824
非課税計	¥0
合計	¥20,064
お預り金額	¥20,104
おつり	¥40

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 1月 9日 13:39
発行No. 260109A5949 端N42箱03
連絡先: 長岡西郵便局
TEL: 0570-943-864

10,032円(1/2)を支出

領収書
関 貴志 様

額に

[別納引受] 区内特別基(定) 096 1,745通	18.0g ¥167,520
小計	¥167,520
郵便物引受合計通数	1,745通
課税計(10%)	¥167,520
(内消費税等(10%))	¥15,229
非課税計	¥0
合計	¥167,520
お預り金額	¥170,520
おつり	¥3,000

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 1月 13日 13:05
発行No. 260113A6035 端N18箱21
連絡先: 長岡郵便局
TEL: 0570-943-512

83,760円(1/2)を支出

領収書
関 貴志 様

[別納引受] 第一種定形 0110 390通	¥42,900
小計	¥42,900
郵便物引受合計通数	390通
課税計(10%)	¥42,900
(内消費税等(10%))	¥3,900
非課税計	¥0
合計	¥42,900
お預り金額	¥43,000
おつり	¥100

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 3月 16日 10:32
発行No. 260316A9547 端N19箱02
連絡先: 長岡郵便局
TEL: 0570-943-512

21,450円(1/2)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

長岡市議会議員 関たかし 〈活動報告〉

せきたか通信 28号

(2025年度)



持続可能な社会の実現 ～広げよう長岡から～

重点的に取り組む分野 環境問題、人間性(心)と教育、財政・経済、政治改革

はじめに

新時代の始まりか

参議院選挙において自公政権が衆参ともに過半数割れとなり、国民の投票行動に変化が起きているように感じます。主権者である国民は政治を変える力を持つており、その力を行使し始めたのかもしれませんが。私が政治家を目指したのは「このままで世の中が良くなるわけではない」「持続性のない社会から持続可能な社会への変化が必要」との思いですので、新しい政治への転換に向けて今後も努力を続けます。

最近の市政

2024年10月に磯田市長は3回目の当選を果たされ、その後の12月議会、3月議会、6月議会で延べ46人の議員が一般質問しました。そのうち、選挙時に市長への支援を公表した27人に対しては市長が直接答弁しましたが、支援を公表し

なかったと思われる延べ18人には答弁しませんでした(支援を公表した議員のうち1人には市長答弁がなかった)。25年9月議会でも市長が答弁する場合の基準を訊ねたところ、「総合的に判断している」とのことでしたが、釈然としません。

市は、財政悪化により、貯金に当たる財政調整基金(財調)残高が急激に減少して42億円となったことなどを受けて、2021年度から25年度までの5年間で、使用料等の見直しや施設の縮小等に取り組む「持続可能な行財政運営プラン」を策定しました。その際私は、財政悪化の原因は合併後の財政運営と指摘しましたが、市は否定しました。悪化の原因を曖昧にしたまま市民負担を増大させたことは問題です。

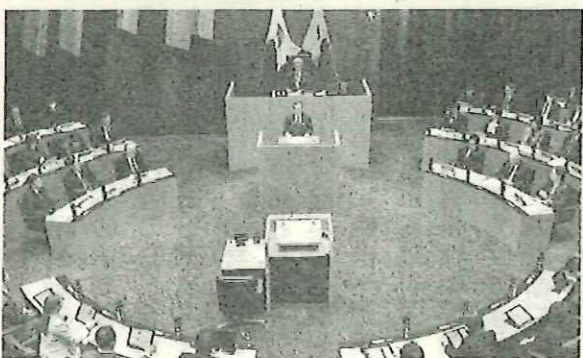
25年10月には30年度に財調が枯渇する見通しが示され、今後は更なる市民負担

が求められるという財政危機宣言級の憂慮すべき事態です。

最近の議会

某議員が一般質問で再質問をしようとしたところ、議長が「その質問は通告していただけますか」と問いかけた後に「次の質問に移ってください」と命じました。一般質問は通告制となっており、議員が事前に質問内容を議長に通告することになっていきます。しかし、議員は答弁をその場で聞くので、これに対する再質問は通告する必要もなく、通告することも不可能です。議長は再質問ではなく、通告のない項目の質問と誤解したのかもしれませんが、それにしても慎重に確認すべきでした。市民から選ばれた議員の発言は余程のことがない限り制限できるものではないかもしれませんが、最近の長岡市議会ではこの原則が軽んじられているように感じます。

6月議会の前に各議員の委員会への所属を決める調整が行われます。会派に属さない無所属議員がこの調整に入れない理不尽さはこれまで訴えてきた通りですが、今回は無所属議員に事前に希望の委員会を提出するようにとの配慮がありました。調整ですので結果は100%希望通りとはなりません。手続きの公平性は多少改善されました。ただ、今後も続くのかは分かりません。



一般質問 要旨

1
2024年
12月議会

柏崎刈羽原発の
再稼働問題について

関

福島原発事故を受け、原子力の防災区域が原発から半径30km圏（UPZ）に拡大し、長岡は避難計画の策定義務を負うこととなった。国は、新規制基準に適合した原発は地元同意を得て再稼働する方針であり、柏崎刈羽原発は既に国の基準に合格した。国のエネルギー基本計画には「再稼働を進める際には自治体等関係者の理解と協力を得る」と立地自治体よりも広範に理解を得ると記されているが、国は新潟県・柏崎市・刈羽村の立地自治体のみに理解を求めた。東京電力は立地自治体の同意を得た上で柏崎刈羽原

発6・7号機を再稼働する方針で、長岡には同意を求めない。

県知事は、再稼働の是非を判断して県民の信を問うと表明している。一般的には知事選挙か住民投票と考えられるが、県議会の同意も選択肢であることが示され、県民が直接意思表示できない可能性も出てきた。また、知事が判断する際には、柏崎市と刈羽村以外の県内市町村の意見を聞き取る方針だが、知事が本市やUPZ自治体の判断を尊重するのか、市町村長の意見が割れた場合にどのように判断するのかなどの取りまとめ方法は、本市などが再三求めているにもかかわらず示されていない。



磯田市長は「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでないという姿勢を貫く」と公約しているが、再稼働に本市の同意が必要となる事前了解権付の安全協定を東電に求めておらず、市民の不安が解消されない場合に再稼働を止めることができない状態である。また、市は再稼働の是非に対する市の判断を知事の判断に反映する方針だが、県内市町村の意見を聞く知事が本市の判断だけを尊重するとは考えられず、再稼働に向けての動きが加速する中で、公約を実行する手段の確立が大きな問題になっている。

私の、被曝リスクと避難計画の策定義務を負った長岡市には、長岡が賛成しなければ再稼働できない仕組みである事前了解権が必要と訴え、議論を重ねてきた。市長は複合災害時の避難などに言及しているが、肝腎要の再稼働を止める仕組みの構築については、8年間の磯田市政では取組がなかった。この間、茨城県

の東海第二原発では、UPZ自治体が電力事業者と事前了解権付きの安全協定を締結した。島根原発では、事前了解を求められる知事とUPZ自治体が覚書を交わすことで事前了解権に準じた仕組みが構築され、UPZ自治体の了解なくして再稼働できない原発が存在している。本日は、これまで重ねてきた議論に基づいて質問する。

(市の姿勢)

①公約の実現性について

関

市は市民の安全・安心を守るため、国・県・事業者に対し実現性の有無にかかわらず必要なことは求めるとの姿勢で、柏崎刈羽原発1〜5号機の廃炉や複合災害時の避難路確保、電力事業者の変更などを求めてきた。しかし、東電に對して再稼働に対する事前了解を求めるべきとの議論になると、東電が本市に事前了解権を認める実現性は低いとして、再稼働に対する市の意見は知事に述べる

との答弁が繰り返されている。東電が了解権を認める実現性は、手段の実現性であるが、知事が本市の意向に沿う判断をする確証がない中では、公約の実現性という観点では市と東電で締結している安全協定に事前了解権を追加するほうが実現性は高い。

答

政策の実現性や実効性の観点から、安全協定ではなく知事の判断に本市の思いが反映されること

関

知事から市の賛否に同調してもらったよりも、独自に事前了解権を獲得して行使するほうが、公約の実現性としては高いことの認識を聞いている。

答

どちらが公約実現の可能性が高いかとの質問である。事前了解権を獲得できれば再稼働を止めることは可能かもしれないが、その獲得は極めて難しい。市民の不安が解消されない状態で再稼働してはならないと市長は言っており、そのためにも国や東電に課題を

訴えて対応を求めている。再稼働に対する市の賛否は、知事判断に市の思いを反映するほうが可能性は高い。

（市の姿勢 ②実現性の追求が必要なことの要求か）

関 市は市民の安全・安心のために必要なものは実現性の高低にかかわらず国などに要求するとの姿勢に変わりはないのか。

答 複合災害時の対応など、早急に解決してほしい課題は国や県に対応を求めている。今後も必要なのは国や県へ求めること。

関 市民のために必要な東電との事前了解権付き協定の締結を、今後も市に求めていく。

（再稼働に対する判断基準について）

関 昨年、再稼働議論を始める大前提として市長は4項目を示した。それは、①不適切事案を繰り返す東電の現状を受け止め、国がしっかりと責任を持つ



体制の構築。②豪雪時の避難対策として、道路整備や融雪などの整備。③原子炉の集中立地を回避するため、1〜5号機の廃炉等の方針。④リスクと不安だけを負わされる今の仕組みは、市民にとって到底受け入れられないことの4つである。4項目は市が判断する時の基準なのかと質問しているが「4項目は再稼働にかかわらず、国から早急に取組んで頂きたい」「現時点で再稼働の判断材料と述べるのは不適切」との答弁であった。しかし、早急に取組むべき4項目が未達

成ならば再稼働に反対するのは当然だ。

答 4項目以外でも、県内市町村で課題をまとめて国や県へ対応を求めている。また、その後発生した能登半島地震を踏まえた地震リスクの検証や屋内退避の実効性などの課題が山積している。市としては、これらの課題が解決されない現時点では再稼働是非の議論を進められない。

関 答えていない。解決されなければ議論しないと言っている4項目である。国と東電は再稼働に向かつて着々と動いており、4項目が解決されずに再稼働判断を迫られる場面は十分あり得る。その場合には反対することが当然であるが、それでいいのかとの質問だ。

答 判断時にリスクがゼロに近づくことが望ましいが、4項目にしっかりと対応頂き、それを住民が許容するのを見る必要がある。今やれることは様々な課題を国がおさなりにする

ことなく、しっかりと対応して頂くことだ。

関 不明瞭な答弁だ。国がおさなりにした状況で判断が求められた場合は、当然ながら賛成できないとの理解でよいか。

答 関議員は、賛成しないと言うまで質問する進み具合の問題で、ゼロ回答になった場合も、受け入れられるかどうかを議論する。今のままでは駄目だと訴えているので、どの程度まで対応されないと反対だ、賛成だとは現時点では言えない。

関 時間を費やしたので、4項目の位置づけが不明瞭になったと指摘して次の質問に移る。

（市の事前了解 ①国への要求について）

関 国は本年3月に、立地自治体のみならず再稼働への了解を求めた。私は6月議会会で「国のエネルギー基本計画に、原発の再稼働を進める際には立地自治体

等関係者の理解と協力を得るよう取り組む」と記されていることについて質問し、答弁は「国が事前に了解を求める自治体の規定が基本計画にしか根拠がない状態はおかしいので、国に対して制度上これを担保してほしいと何度も要望している。もし国で議論される時には、長岡を含むUPZ市町村は柏崎市、刈羽村と同等かそれに準じた形で条文に規定されるべきであった。そう考えているならば、議論される時にはどの消極的姿勢ではなく、すぐに規定するよう求めるべきだ。

答 安全協定の位置づけを明確にするよう要望している。加えて、本年度は再稼働の判断をする際の手続について、国の役割や地元及び周辺自治体の関与の在り方を明確にするよう国へ要望した。

関 さらに踏み込んで、UPZ市町村の柏崎市・刈羽村と同等か準じた規定を求めるべきと聞いている。

国へ要望した。

答 物には手順がある。まずは地元及び周辺自治体の関与の在り方等を明確にすることから始まり、そこから同等や準じるという話になる。

問 腰の引けた答弁だ（国が地元の範囲等を決めた後に市が求めても変更は難しい）。

問 市の事前了解
② 県への要求について

問 6月議会で「再稼働の判断にUPZ住民の思いが反映されるよう知事に求める」との答弁があったが、市が知事に求めているのは、市町村の意見の聞き取り方法を示すことだ。答弁通り、UPZ自治体が反対した場合には知事も反対する等の要求をすべき。

答 昨年に行った知事とUPZ首長の連名による柏崎刈羽原発の安全対策の徹底等に関する国への要望は、知事がUPZの状況も考慮して実現したもので、県もUPZの重要性を十分に認識している。市として

は、市の意向が知事の判断に反映されるよう努力する。努力することだ。が、今現在、UPZ自治体の意思が知事の判断に反映されるよう求めているのか。

答 事務方レベルでは、そういう旨の話はしている。

問 重要なことなので、トップ同士で話をするべきだ。

問 市の事前了解
③ 東電への要求について

問 市は東電との安全協定に再稼働に対する事前了解権の追加を求めない理由を幾つも挙げてきたが、よくよく聞いていくとどの理由も成り立っていない。県内市町村がまとまっていないう理由について質問すると「東電との安全協定は県内市町村で足並みをそろえて結んだ背景がある」との答弁があった。県内市町村と東電との協定締結の背景はその通りであるが、その後年数が経過し、それ

ぞれ違った状況も生まれてきている。協定は個々の自治体が東電と締結していることから、他の自治体の同意がなければ協定を改定できないのはおかしい。自治体個々で結んでいる協定は個々で対応できる。

答 立地を除く県内自治体と東電との安全協定については、原発に対する住民の安全・安心の確保を目的に、平成25年に市町村研究会の場で議論し、合意した同一の協定書を個々の市町村と東電で締結したもので、個々の市町村が東電と独自に締結しているものではない。

問 市の言う通りならば、県内市町村が連名で東電と協定を結ぶべきだった。長岡が他の市町村に根回しせず、好き勝手に東電と改定協議を行うのは好ましくないが、長岡と東電の協定を「県内で足並みをそろえた」として改定しないのは妥当な理由ではない。

答 一貫して会派やグループに所属しない無

所属議員として活動してきた関議員は単独で協定改定すればいいと考えるのだから、県内自治体が連携しているところが新潟の原発対策のみそだ。長岡が好き勝手に単独で行動しても問題ないとは考えない。

議案 残り時間に気をつけて下さい。

問 東電との関係 ①再稼働のハードルについて

問 市は「東電が市の事前了解権を認めると再稼働のハードルが上がるので、東電が事前了解権を認めるのは難しい」との答弁を繰り返している。東電が自身の内部規定を上げ下げすることはあり得るが、対外的なハードルを東電の意向で上げ下げできないはずだ。

答 協定は内容について合意した上で締結するものであるから、関係者がそれぞれの立場で内容について協議を行うことは可能である。

問 厚労省は、アレルギー疾患が増加し、国民の約2人に1人がアレルギー疾患を有しているとの見解を示した。また、発達障害者も増加していると言われ、長岡でも発達障害を抱える子が増えていることであり、市は発達支援を強化する予算を今議会に提出している。発達支援は必要だが、障害の増加に歯止めをかける取組も必要である。化学物質暴露をはじめとする環境因子が精神神経発達、妊娠、生殖、先天異常、アレルギー等に影響を与えているとの指摘を受けて環境省が調査しているが、実態の解明には時間を要する見込みだ。化学物質の生産量は1950年頃から急増し、中には有害性

2
2025年
3月議会

化学物質対策について

問 厚労省は、アレルギー疾患が増加し、国民の約2人に1人がアレルギー疾患を有しているとの見解を示した。また、発達障害者も増加していると言われ、長岡でも発達障害を抱える子が増えていることであり、市は発達支援を強化する予算を今議会に提出している。発達支援は必要だが、障害の増加に歯止めをかける取組も必要である。化学物質暴露をはじめとする環境因子が精神神経発達、妊娠、生殖、先天異常、アレルギー等に影響を与えているとの指摘を受けて環境省が調査しているが、実態の解明には時間を要する見込みだ。化学物質の生産量は1950年頃から急増し、中には有害性

化学物質対策について



が指摘されているものもある。また、多種多様な化学物質が体内に入った場合の複合作用の調査は不可能とも言われている。化学物質は、食品や包装材料、農薬、家庭用殺虫剤、化粧品、電子機器、飲料水、家具、繊維製品などに含まれ、人体から多くの物質が検出されており、その影響が次世代に伝わる可能性も指摘されている。これまでも化学物質について議論し、市は、危険性が指摘されている物質や製品については、可能な限り使用を控えるなどの対策を進める予防原則で対応している。本日は、特に子どもの化学物質の総暴露

量を低減する観点から質問する。

〔市の対応〕

①調査結果について

問 市は、市が使用する化学物質の適正使用と削減を推進し、各部署での化学物質の使用量を調査してきたが、その結果を伺う。

答 化学物質に関する議会での議論を踏まえ、市は公共施設における農薬や芳香剤などの化学物質の使用を控えるとともに、2000年度から3年ごとに使用量を調査してきた。その結果、農薬は定期散布を必要な時期だけに変えるといった対応により、00年度の使用料35tが21年度には3tとなった。芳香剤等も、06年度の2tから21年度には560kgまで削減できており、化学物質の適切な取扱いが浸透している。

〔市の対応〕 ②オーガニック給食について

問 オーガニック給食を提供する自治体が増加

している。市としても導入を検討すべき。

答 有機JAS認証の豆乳をシチュー等の食材に使用している学校はあるが、オーガニック農産物等を給食に用いるには量の確保や給食費上昇への対応などの課題が幾つもある。これらの課題が解決できるようになれば検討したい。

問 すぐにはできないと承知しているが、状況が整うのを待つのではなく、市として積極的に課題解決するべき。

答 食材提供業者や農家に市が支援しても、すぐに課題解決できるような状況にない。国の政策が変わり課題解決の見通しが立てば、市の支援を検討する。

〔学校環境衛生管理マニュアルについて〕

問 マニュアルは、安易に薬剤や農薬を散布しない総合防除を定めたもので、2018年に改訂され、幼稚園等での活用も踏まえたものになっている。学校

や子どもの居場所などでの活用状況を伺う。

答 マニュアルは全ての市立学校に配置されており、これに沿った環境衛生活動などを実施している。例えば害虫等については、習性を見極め、まずは物理的防除を行い、安易に薬剤を使用しない。薬剤等が必要な場合は、残留性や毒性などを確認し、最低限の使用にするよう指導している。また、児童館等でも、ワックス、消臭剤等について化学物質を含まない製品を使用するよう配慮している。保育園等では、園庭や農作物に農薬を使用しないなど、総合防除を基本として化学物質の総量抑制に努めている。

〔市民への啓発について〕

問 行政内部での取組はある程度定着してきた。今後は、市民への啓発が課題だ。

答 厚労省の資料では、国内で使用されている化学物質は数万種類以上

で、中には危険性や有害性が不明な物質も多く含まれていると指摘されている。今後も国や研究機関の報告書などを入手して、引き続き環境情報誌やホームページで市民に情報を発信する。

柏崎刈羽原発の再稼働問題について

〔市の基本姿勢について〕

問 市は、市民の安全・安心のために必要と判断したものは国などに要求すると述べ、複合災害時の避難への対応などを要求してきた。しかし、事前了解権については、東電が市に了解権を認めないであろうとの実現性の低さを理由の1つとして要求していない。実現性の高低にかかわらず、必要なことは要求すべきだ。

答 市民の安全・安心を守るために言うべきことは言う、求めるべきものは求めるとの姿勢に変わりはない。事前了解権つきは安全協定については、まずは国に対して再稼働を判断



する際の国の役割や地元及び周辺自治体の関与の在り方を明確にするよう求めている。

関 実現性があるから行った要求なのかは分からないが、何年も返答さえない。「国が明確にしないので了解権を求めない」とのことだが、「返答が来る見込みはあるのか。」
答 見込みについては不明である。

関 (市が要求する4項目) ①再稼働議論の大前提か

市長は再稼働議論を始める大前提として、国が早急に対応すべき4項目を示したが「4項目が満たされない場合には再稼働議論を始めないのか」との質問には「4項目は再稼働いかんにかかわらず対応が必要で、リスクを最小限に抑えるべきという趣旨で述べた。議論が始まるのであれば当然始まる」と答弁した。4項目への対応は、再稼働議論の大前提なのか。

国が4項目などの課題に対応すること、そして市民への丁寧な説明をして理解してもらおうことが再稼働の是非の議論を始める大前提である。

関 議論を始める大前提という重大なことが明らかになった。
関 (市が要求する4項目) ②再稼働判断との関連

4項目が一定程度達成されない場合には、市は再稼働に賛成できないと考える。その観点での議論において「4項目に全くのゼロ回答であった場合でも、受け入れられるかどうかは議論だ」との答弁があった。早急に対応すべき項目にゼロ回答でも、市が賛成することもあるのか。

ゼロ回答であれば賛成することは難しいが、国などから対策が示され、市民が理解できるかが大切である。その上で、市議会の議論も踏まえて判断する。

関 (知事との関係性について)

県議会で審議される県民投票について、市長は「選肢の有力な一つ」と発言したと報道された。また、議会の場では再稼働に対して長岡市民が意思表示することの必然性についても言及があった。これらことから、知事に県民投票を実施すべきと意見を伝えるべきだ。

どのような手法である、市民・県民の声を聞いた上で判断することが重要である。県民投票もその手法の一つと考えるが、その判断については知事と県議会で議論すべき。

関 長岡市民は再稼働の是非について意思表示する必要があると認識しているのか。
答 市民の声をしっかりと聞いていただくことを希望する。

その他の質問項目 持続可能な行財政運営について

3 2025年 6月議会

柏崎刈羽原発の再稼働問題について

関 立地自治体は原発再稼働に対する実質的事前了解権を有している。また、柏崎市長、刈羽村長は再稼働に同意する見込みであり、再稼働への最後のステップは知事の同意のみだ。知事は再稼働の是非を自ら判断して県民の信を問うと表明しているが、県議会の同意も選肢として示され、県民投票案も否決

されたことから、長岡市民を含む県民が意思表示できない可能性も出てきた。市長の公約が達成されるには「市民の不安が解消された上で再稼働するパターン」と「不安が解消されないで再稼働させないパターン」があるが、市長は事前了解権を求めない方針であるから、市民の不安が解消されないまま再稼働する可能性はある。また、市は再稼働の是非に対する市の判断を知事の判断に反映できるとの見込みを度々示している。そうであるなら、知事は長岡の意向のみを聴取すればよいが、県内市町村長の意見を聞くと明言している知事が長岡の判断だけを尊重するとは考えられず、公約を実行する手段が確立されないまま再稼働問題は最終局面に入った。

原発の議論では、明確で納得できる答弁が少なく、公約の実現が難しいと考えられている。公約実現への道筋が示されることを期待して質問する。

(再稼働に関する今後の見通し) ①スケジュールについて

関 来年の知事選挙で県民の信が問われる可能性も高まっているが、市のスケジュール感を伺う。

答 来年6月で知事の任期が満了となるので、それまでに再稼働の是非の判断が行われると思う。

(再稼働に関する今後の見通し) ②残された時間への危機感について

関 市は、国や県に様々な要求を行ってきだが、実現していない事項が多い。残された時間は短い。危機感を持っているのか。

答 国や県からの回答を待っている。例えば豪雪時の避難については対策が示された。その他の項目も早急に対策を示してほしい。

関 何年にもわたって要求してきた各種項目が、あと1年で実現するのは難しいのではとの危機感

を聞いている。

答 危機感が足りないとの指摘と思うが、要望等の達成状況の受け止め具合は人様々であり、市としては全く進んでいないわけではないとの認識だ。市は国が示した豪雪時の対応に更なる実効性向上を求めており、常に意思疎通している。

関 一部進んでいる項目はあるが、安全協定の法的位置づけは、検討さえ行われていないのに1年で結論が出るのか。知事による市町村長の意見の聴取方法も早期に示すよう求めて



きたが実現していない。これらの非常に大事な事が実現していない現状に危機感はないのか。

答 安全協定の法的位置づけについては国からの回答がなければ再稼働の是非の議論ができないということではない。知事からも回答待ちだが、突然に明日集まってくれとはならないと思う。

関 反論があるが、時間が経過したので次の質問に進む。

(被爆線量シミュレーション) ①市長の認識について

関 昨年に県が重大事案として発表し、私に12月の総務委員会でも質問した。県は国が行った仮想原発のシミュレーションを柏崎刈羽に当てはめるとしているが、国は過酷事故でも安全対策が奏功するとして、原発から放出される放射性物質は極めて微量との前提であり、UPZでは屋内退避

の必要もないとの結論さえ出かねないため大きな問題がある」と指摘し、「厳しい条件でのシミュレーションも行うよう県に求めるべき」と質問したが「結果の説明を受けた上で、必要があれば問題提起を行う」との答弁だった。それに対し「それでは遅い。シミュレーションが行われた後に市がもう一度厳しい条件でやってくれと言っても県は受付けられないのではないか」と再質問したが答弁は変わらなかった。そして先月、県はシミュレーションを公表し「UPZでは住民が屋外に居続けても基準を超えることはない」との予想通りの結果が出た。これに対し市長は記者会見で「国や東電が福島のような過酷事故が起こらないと断言できるなら首都圏に原発を造ってもよい。万が一でも福島並み事故が起きる可能性があるのなら、それも想定したシミュレーションも公表すべき」と発言したと報道された。市長は福島並みの過酷

事故が起きる可能性があると考えているのか。
答 絶対の安全はなく、過酷事故が起こる可能性はゼロではない。

(被爆線量シミュレーション) ②県への要求について

関 国・県が行ったシミュレーションは新たな安全神話に基づいたものだ。過酷事故も想定すべきと考えるならば、それを県に要求すべき。

答 シミュレーションは、屋内退避などの効果を示すことで、避難計画に対する県民の理解向上を図ることを目的に実施された。結果に対する市民の受け止めが重要であるため、まずは市民の疑問に対する丁寧な説明と周知を求める。

関 市は、市民の安心・安全のために必要なことは国などに伝えるとの姿勢を何度も示している。市民の受け止めの見極めは大事故だが、避難の際には最前線に身を置く市として、原発政策を公約した市長とし

て、福島並みシミュレーションが必要と考えているならば、率直に県に申し入れるべき。

答 県からは「福島事故を踏まえた新基準で対策が講じられており、その信頼性を認識した上で国が想定した条件は合理的」との説明があった。また、国

も「何重にも安全対策を施しており、対策が奏功する蓋然性が高い」と言っている。まず、そのことを市民に説明していただくことが大事で、説明に対する市民の受け止めが重要だ。国は「過度な放射線リスクを考えた避難は実効性のある計画とは言えず、福島の教訓を踏まえると弊害が大きい」と言っている。知事も「過度な想定は不安をおおるだけ」と言っている。

関 時間が経過した。特に原発問題について議論すると、議場や会見等での発言が後になって変説すると指摘して次の質問に進む。



(知事との懇談会について)

関 知事が県民の意向を把握する手段の1つである首長懇談会が魚沼ブロックで開催され、今後は全県で順次開催される。市長は懇談会で「現時点では再稼働に反対」と述べるの

かも含め、何を伝えようと考えているか。

答 知事から長岡の現状を問われれば、県民の思いが把握できる意識調査の実施と、当市民分の調査結果の提供、そして市町村の意向取りまとめを含めた今後のプロセスの明確化、特に市民の思いの把握には時間をかけて頂きたいことなどを伝えると思う。

関 それだけでは不十分だ。「再稼働の是非に

対する市の判断は知事の判断に反映させる」との答弁が繰り返されてきたが、「県も長岡の意見を重く受け止める方針か」との質問には「県の考えは分からない」との答弁であった。また、最近では知事が最終判断する際の市町村の意向聞き取りに関して、知事や県職員から歯切れの悪い発言が続いている。また、以前に「知事が選挙で県民の信を問う時に、長岡市民も意思表示すればいい」との市長答弁もあった。これらのことから、懇談会では、知事が市町村の最終判断を聞く機会を確保することの確認、知事が長岡市の再稼働の是非に対する判断に従ってもら

うことの確認、及び知事選で県民の信を問う確認を取るべきである。

答 会議がどのような内容で進むかは不明なので、現時点では答えられない。

関 知事が市町村の最終判断を聞く機会の確保と、再稼働の是非に対する

市の判断に知事も従ってもらうことの確認が、市長公約を実現できるかどうかの重大ポイントである。また、魚沼ブロックでの発言を報道で見ると、自由に発言できようだ。公約実現の思いを込めて、一言だけでもこれらの点を求めるべきだ。

答 長岡以外の首長もいる中で意見交換を行うので、指摘の点を話すことが会議の趣旨にそぐうのかを考えなくてはならない。現時点で発言すると確認できない。

2024年9月議会
～
2025年6月議会

総務委員会
などでの発言

中核市について、市長の内部統治について、入札等監視委員会について、移住・定住について、除雪共助組織の支援について、議会活性化(会派制)について

市政懇談会

日時：毎月第3土曜日 19:00～21:00
場所：神明公民館(長岡市信濃2丁目)
内容：自由に意見を交換します。関たかしの市政報告の他、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたも参加できます。

出前報告

日時を調整して頂ければ、柔軟に対応します。

バックナンバー

HPIに掲載しておりますが、ご希望の方にはお配りします。

発行/関たかし事務所

〒940-0098 長岡市信濃2丁目
TEL.0258-32-0751 FAX

E-mail 関たかし <http://www.sekitaka.net>
ホームページ (閲覧誌で検索できます)

ケータイから、HPへアクセスできます。



政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 28
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料費 <input type="checkbox"/> 情報通信費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 事務所費				
摘要 郵送代	政務活動費充当金額 11,171 円	精算年月日 2026.4.6		

領収書等貼付欄

領収書

関 貴志 様

[別納引受]
区内特別基(定) 18.0g
096 110通 ¥10,560

小計 ¥10,560

郵便物引受合計通数 110通
課税計(10%) ¥10,560
(内消費税等(10%) ¥960)
非課税計 ¥0

合計 ¥10,560
お預り金額 ¥10,560



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 3月16日 11:40
発行No. 260316A2587 端N40箱01
連絡先: 栃尾郵便局
TEL:0570-943-053

5,280円(1/2)を支出

は係
に
し

領収書

関 貴志 様

[別納引受]
区内特別基(定) 117通 ¥11,232
096 117通 ¥11,232

小計 ¥11,232

郵便物引受合計通数 117通
課税計(10%) ¥11,232
(内消費税等(10%) ¥1,021)
非課税計 ¥0

合計 ¥11,232
お預り金額 ¥20,232
おつり ¥9,000



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 3月24日 17:34
発行No. 260324A9635 端N18箱21
連絡先: 長岡郵便局
TEL:0570-943-512

5,616円(1/2)を支出

額
に
あ

領収書

関 貴志 様

[証紙切手引受]
第一種定形 17.5g
0110 5通 ¥550

小計 ¥550

郵便物引受合計通数 5通
課税計(10%) ¥550
(内消費税等(10%) ¥50)
非課税計 ¥0

合計 ¥550
お預り金額 ¥550



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2026年 3月28日 17:00
発行No. 260328A9823 端N18箱21
連絡先: 長岡郵便局
TEL:0570-943-512

275円(1/2)を支出

穴あけ注意

※書類は、重ならないように貼付すること。



持続可能な社会の実現 ～広げよう長岡から～

重点的に取り組む分野 環境問題、人間性(心)と教育、財政・経済、政治改革

はじめに

新時代の始まりか

参議院選挙において自公政権が衆参ともに過半数割れとなり、国民の投票行動に変化が起きているように感じます。主権者である国民は政治を変える力を持つており、その力を行使し始めたのかもしれない。私が政治家を目指したのは「このままで世の中が良くならない」「持続性のない社会から持続可能な社会への変化が必要」との思いですので、新しい政治への転換に向けて今後も努力を続けます。

最近の市政

2024年10月に磯田市長は3回目の当選を果たされ、その後の12月議会、3月議会、6月議会で延べ46人の議員が一般質問しました。そのうち、選挙時に市長への支援を公表した27人に対しては市長が直接答弁しましたが、支援を公表し

なかったと思われる延べ18人には答弁しませんでした(支援を公表した議員のうち1人には市長答弁がなかった)。25年9月議会でも市長が答弁する場合の基準を訊ねたところ、「総合的に判断している」とのことでしたが、釈然としません。

市は、財政悪化により、貯金に当たる財政調整基金(財調)残高が急激に減少して42億円となったことを受けて、2021年度から25年度までの5年間で、使用料等の見直しや施設の縮小等に取り組む「持続可能な行財政運営プラン」を策定しました。その際私は、財政悪化の原因は合併後の財政運営と指摘しましたが、市は否定しました。悪化の原因を曖昧にしたまま市民負担を増大させたことは問題です。

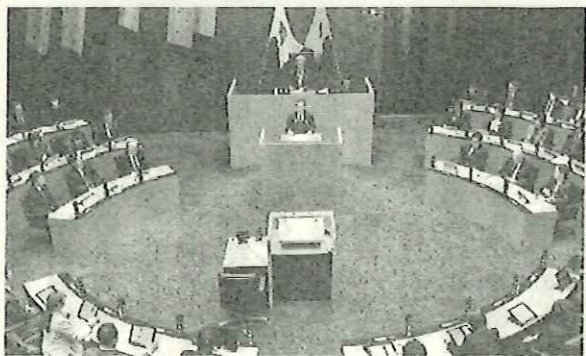
25年10月には30年度に財調が枯渇する見通しが示され、今後は更なる市民負担

が求められるという財政危機宣言級の憂慮すべき事態です。

最近の議会

某議員が一般質問で再質問をしようとしたところ、議長が「その質問は通告してありますか」と問いかけた後に「次の質問に移ってください」と命じました。一般質問は通告制となっており、議員が事前に質問内容を議長に通告することになっていきます。しかし、議員は答弁をその場で聞くので、これに対する再質問は通告する必要もなく、通告することも不可能です。議長は再質問ではなく、通告のない項目の質問と誤解したのかもしれませんが、それにしても慎重に確認すべきでした。市民から選ばれた議員の発言は余程のことがない限り制限できるものではありませんが、最近の長岡市議会ではこの原則が軽んじられているように感じます。

6月議会の前に各議員の委員会への所属を決める調整が行われます。会派に属さない無所属議員がこの調整に入れない理不尽さはこれまで訴えてきた通りですが、今回は無所属議員に事前に希望の委員会を提出するようにとの配慮がありました。調整ですので結果は100%希望通りとはなりません。手続きの公平性は多少改善されました。ただ、今後も続くのかは分かりません。



一般質問 要旨

1
2024年
12月議会

柏崎刈羽原発の

再稼働問題について

関 福島原発事故を受け、原子力の防災区域が原発から半径30km圏（UPZ）に拡大し、長岡は避難計画の策定義務を負うこととなった。国は、新規制基準に適合した原発は地元同意を得て再稼働する方針であり、柏崎刈羽原発は既に国の基準に合格した。国のエネルギー基本計画には「再稼働を進める際には自治体等関係者の理解と協力を得る」と立地自治体よりも広範に理解を得ると記されているが、国は新潟県・柏崎市・刈羽村の立地自治体のみに理解を求めた。東京電力は立地自治体の同意を得た上で柏崎刈羽原

発6・7号機を再稼働する方針で、長岡には同意を求めない。

県知事は、再稼働の是非を判断して県民の信を問うと表明している。一般的には知事選挙が住民投票と考えられるが、県議会の同意も選択肢であることが示され、県民が直接意思表示できない可能性も出てきた。また、知事が判断する際には、柏崎市と刈羽村以外の県内市町村の意見を聞き取る方針だが、知事が本市やUPZ自治体の判断を尊重するのかが、市町村長の意見が割れた場合にどのように判断するのかなどの取りま

とめ方法は、本市などが再三求めているにもかかわらず示されていない。磯田市長は「市民の不安が解消されない限り原発は再稼働すべきでないという姿勢を貫く」と公約しているが、再稼働に本市の同意が必要となる事前了解権付の安全協定を東電に求めておらず、市民の不安が解消されない場合に再稼働を止

めることができないう状態である。また、市は再稼働の是非に対する市の判断を知事の判断に反映する方針だが、県内市町村の意見を聞く知事が本市の判断だけを尊重するとは考えられず、再稼働に向けての動きが加速する中で、公約を履行する手段の確立が大きな問題になっている。

私は、被曝リスクと避難計画の策定義務を負った長岡市には、長岡が賛成しなければ再稼働できない仕組みである事前了解権が必要と訴え、議論を重ねてきた。市長は複合災害時の避難などに言及しているが、肝腎要の再稼働を止める仕組みの構築については、8年間の磯田市政では取組がなかった。この間、茨城県



の東海第二原発では、UPZ自治体が電力事業者と事前了解権付きの安全協定を締結した。島根原発では、事前了解を求められる知事とUPZ自治体が覚書を交わすことで事前了解権に準じた仕組みが構築され、UPZ自治体の了解なくして再稼働できない原発が存在している。本日は、これまで重ねてきた議論に基づいて質問する。

(市の姿勢)

①公約の実現性について

関 市は市民の安全・安心を守るため、国・県・事業者に対し実現性の有無にかかわらず必要なことは求めるとの姿勢で、柏崎刈羽原発1〜5号機の廃炉や複合災害時の避難路確保、電力事業者の変更などを求めてきた。しかし、東電に

対して再稼働に対する事前了解を求めるべきとの議論になると、東電が本市に事前了解権を認める実現性は低いとして、再稼働に対する市の意見は知事に述べる

との答弁が繰り返されている。東電が了解権を認める実現性は、手続の実現性であるが、知事が本市の意向に沿う判断をする確証がない中では、公約の実現性という観点では市と東電で締結している安全協定に事前了解権を追加するほうが実現性は高い。

答 政策の実現性や実効性の観点から、安全協定ではなく知事の判断に本市の思いが反映されること

が最良である。

関 知事から市の賛否に同調してもらつよりも、

独自に事前了解権を獲得して行使するほうが、公約の実現性としては高いことの認識を聞いている。

答 どちらが公約実現の可能性が高いかとの質問である。事前了解権を獲得できれば再稼働を止めることは可能かもしれないが、その獲得は極めて難しい。

市民の不安が解消されない状態で再稼働してはならないと市長は言っており、そのため国や東電に課題を

訴えて対応を求めている。再稼働に対する市の賛否は、知事判断に市の思いを反映するほうが可能性は高い。

(市の姿勢 ②実現性の追求が必要なことの要求)

関 市は市民の安全・安心のために必要なものは実現性の高低にかかわらず国などに要求するとの姿勢に変わりはないのか。

答 複合災害時の対応など、早急に解決してほしい課題は国や県に対応を求めている。今後にも必要なのは国や県へ求めること。

関 市民のために必要な東電との事前了解権付き協定の締結を、今後も市に求めていく。

(再稼働に対する判断基準 FOCUS)

関 昨年、再稼働議論を始める大前提として市長は4項目を示した。それは、①不適切事案を繰り返す東電の現状を受け止め、国がしっかりと責任を持つ



体制の構築。②豪雪時の避難対策として、道路整備や融雪などの整備。③原子炉の集中立地を回避するため、1〜5号機の廃炉等の方針。④リスクと不安だけを負わされる今の仕組みは、市民にとつて到底受け入れられないことの4つである。4項目は市が判断する時の基準なのかと質問しているが「4項目は再稼働にかかわらず、国から早急に取組んで頂きたい」「現時点で再稼働の判断材料と述べるのは不適切」との答弁であった。しかし、早急に取組むべき4項目が未達

成ならば再稼働に反対するのは当然だ。

答 4項目以外でも、県内市町村で課題をまとめて国や県へ対応を求めている。また、その後発生した能登半島地震を踏まえた地震リスクの検証や屋内退避の実効性などの課題が山積している。市としては、これらの課題が解決されない現時点では再稼働是非の議論を進められない。

関 答えていない。解決されなければ議論しないと言っている4項目である。国と東電は再稼働に向かつて着々と動いており、4項目が解決されずに再稼働判断を迫られる場面は十分あり得る。その場合には反対することが当然であるが、それでいいのかとの質問だ。

答 判断時にリスクがゼロに近づくことが望ましいが、4項目にしっかりと対応頂き、それを住民が許容するのを見る必要がある。今やれることは様々な課題を国がおさなりにする

ことなく、しっかりと対処して頂くことだ。

関 不明瞭な答弁だ。国がおさなりにした状況で判断が求められた場合は、当然ながら賛成できないとの理解でよいか。

答 関議員は、賛成しないと言うまで質問するのかもしれないが、課題の進み具合の問題で、ゼロ回答になった場合も、受け入れられるかどうかを議論する。今のままでは駄目だと訴えているので、どの程度まで対応されないと反対だ、賛成だとは現時点では言えない。

関 時間を費やしたので、4項目の位置づけが不明瞭になったと指摘して次の質問に移る。

(市の事前了解 ①国への要求について)

関 国は本年3月に、立地自治体のみならず再稼働への了解を求めた。私は6月議会で「国のエネルギー基本計画に、原発の再稼働を進める際には立地自治体

等関係者の理解と協力を得るよう取り組む」と記されていることについて質問し、

答弁は「国が事前に了解を求める自治体の規定が基本計画にしか根拠がない状態はおかしいので、国に対して制度上これを担保してほしいと何度も要望している。もし国で議論される時には、長岡を含むUPZ市町村は柏崎市、刈羽村と同等かそれに準じた形で条文に規定されるべきであった。そう考えているならば、議論される時にはとの消極的姿勢ではなく、すぐに規定するよう求めるべきだ。

答 安全協定の位置づけを明確にするよう要望している。加えて、本年度は再稼働の判断をする際の手続について、国の役割や地元及び周辺自治体の関与の在り方を明確にするよう国へ要望した。

関 さらに踏み込んで、UPZ市町村の柏崎市・刈羽村と同等か準じた規定を求めるべきと聞いている。

答 物には手順がある。まずは地元及び周辺自治体の関与の在り方等を明確にすることから始まり、そこから同等や準じるという話になる。

問 腰の引けた答弁だ(国が地元の範囲等を決めた後に市が求めても変更は難しい)。

問 (市の事前了解) ②県への要求について

問 6月議会で「再稼働の判断にUPZ住民の思いが反映されるよう知事に求める」との答弁があつたが、市が知事に求めているのは、市町村の意見の聞き取り方法を示すことだ。

答 昨年に行った知事とUPZ首長の連名による柏崎刈羽原発の安全対策の徹底等に関する国への要望は、知事がUPZの状況も考慮して実現したもので、県もUPZの重要性を十分に認識している。市として

は、市の意向が知事の判断に反映されるよう努力する。努力することだ(国が、今現在、UPZ自治体の意思が知事の判断に反映されるよう求めているのか)。

答 事務方レベルでは、そういう旨の話はしている。

問 重要なことなので、トップ同士で話をするべきだ。

問 (市の事前了解) ③東電への要求について

問 市は東電との安全協定に再稼働に対する事前了解権の追加を求めない理由を幾つも挙げてきたが、よくよく聞いていくとどの理由も成り立っていない。

答 県内市町村がまとまっていないう理由について質問すると「東電との安全協定は県内市町村で足並みをそろえて結んだ背景がある」との答弁があつた。県内市町村と東電との協定締結の背景はその通りであるが、その後年数が経過し、それ

ぞれ違った状況も生まれてきている。協定は個々の自治体が東電と締結していることから、他の自治体の同意がなければ協定を改定できないのはおかしい。自治体個々で結んでいる協定は個々で対応できる。

答 立地を除く県内自治体と東電との安全協定については、原発に対する住民の安全・安心の確保を目的に、平成25年に市町村研究会の場で議論し、合意した同一の協定書を個々の市町村と東電で締結したもので、個々の市町村が東電と独自に締結しているものではない。

問 市の言う通りならば、県内市町村が連名で東電と協定を結ぶべきだった。長岡が他の市町村に根回しせず、好き勝手に東電と改定協議を行うのは好ましくないが、長岡と東電の協定を「県内で足並みをそろえた」として改定しないのは妥当な理由ではない。

答 一貫して会派やグループに所属しない無所属議員として活動してきた関議員は単独で協定改定すればいいと考えるのだから、県内自治体が連携しているところが新潟の原発対策のみそだ。長岡が好きないように単独で行動しても問題ないとは考えない。

議案 残り時間に気をつけて下さい。

問 (東電との関係) ①再稼働のハードルについて

問 市は「東電が市の事前了解権を認めると再稼働のハードルが上がるので、東電が事前了解権を認めるのは難しい」との答弁を繰り返している。東電が自身の内部規定を上げ下げすることはあり得るが、対外的なハードルを東電の意向で上げ下げできないはずだ。

答 協定は内容について合意した上で締結するものであるから、関係者がそれぞれの立場で内容について協議を行うことは可能である。

2
2025年
3月議会

化学物質対策について

問 厚労省は、アレルギー疾患患者が増加し、国民の約2人に1人がアレルギー疾患を有しているとの見解を示した。また、発達障害者も増加していると言われ、長岡でも発達障害を抱える子が増えていることとあり、市は発達支援を強化する予算を今議会に提出している。発達支援は必要だが、障害の増加に歯止めをかける取組も必要である。化学物質暴露をはじめとする環境因子が精神神経発達、妊娠、生殖、先天異常、アレルギー等に影響を与えているとの指摘を受けて環境省が調査しているが、実態の解明には時間を要する見込みだ。化学物質の生産量は1950年頃から急増し、中には有害性

化学物質対策について



が指摘されているものもある。また、多種多様な化学物質が体内に入った場合の複合作用の調査は不可能とも言われている。化学物質は、食品や包装材料、農薬、家庭用殺虫剤、化粧品、電子機器、飲料水、家具、繊維製品などに含まれ、人体から多くの物質が検出されており、その影響が次世代に伝わる可能性も指摘されている。これまでも化学物質について議論し、市は、危険性が指摘されている物質や製品については、可能な限り使用を控えるなどの対策を進める予防原則で対応している。本日は、特に子どもの化学物質の総暴露

量を低減する観点から質問する。

〔市の対応〕

①調査結果について

〔関〕 市は、市が使用する化学物質の適正使用と削減を推進し、各部署での化学物質の使用量を調査してきたが、その結果を伺う。

〔答〕 化学物質に関する議会での議論を踏まえ、市は公共施設における農薬や芳香剤などの化学物質の使用を控えるとともに、2000年度から3年ごとに使用量を調査してきた。その結果、農薬は定期散布を必要とする時期だけに変えるといった対応により、00年度の使用料35tが21年度には3tとなった。芳香剤等も、06年度の2tから21年度には560kgまで削減できており、化学物質の適切な取扱いが浸透している。

〔市の対応〕 ②オーガニック給食について

〔関〕 オーガニック給食を提供する自治体が増加

している。市としても導入を検討すべき。

〔答〕 有機JAS認証の豆乳をシチュー等の食材に使用している学校はあるが、オーガニック農産物等を給食に用いるには量の確保や給食費上昇への対応などの課題が幾つもある。これらの課題が解決できるようになれば検討したい。

〔関〕 すぐにはできないと承知しているが、状況が整うのを待つのではなく、市として積極的に課題解決するべき。

〔答〕 食材提供者や農家に市が支援しても、すぐに課題解決できるような状況にない。国の政策が変わり課題解決の見通しが立てば、市の支援を検討する。

〔学校環境衛生管理マニュアルについて〕

〔関〕 マニュアルは、安易に薬剤や農薬を散布しない総合防除を定めたもので、2018年に改訂され、幼稚園等での活用も踏まえたものになっている。学校

や子どもの居場所などでの活用状況を伺う。

〔答〕 マニュアルは全ての市立学校に配置されており、これに沿った環境衛生生活動などを実施している。例えば害虫等については、習性を見極め、まずは物理的防除を行い、安易に薬剤を使用しない。薬剤等が必要な場合は、残留性や毒性などを確認し、最低限の使用にしよう指導している。また、児童館等でも、ワックス、消臭剤等について化学物質を含まない製品を使用するよう配慮している。保育園等では、園庭や農作物に農薬を使用しないなど、総合防除を基本として化学物質の総量抑制に努めている。

〔市民への啓発について〕

〔関〕 行政内部での取組はある程度定着してきた。今後は、市民への啓発が課題だ。

〔答〕 厚労省の資料では、国内で使用されている化学物質は数万種類以上

で、中には危険性や有害性が不明な物質も多く含まれていると指摘されている。今後も国や研究機関の報告書などを入手して、引き続き環境情報誌やホームページで市民に情報を発信する。

柏崎刈羽原発の再稼働問題について

〔市の基本姿勢について〕

〔関〕 市は、市民の安全・安心のために必要と判断したものは国などに要求すると述べ、複合災害時の避難への対応などを要求してきた。しかし、事前了解権については、東電が市に了解権を認めないであろうとの実現性の低さを理由の1つとして要求していない。実現性の高低にかかわらず、必要なことは要求すべきだ。

〔答〕 市民の安全・安心を守るために言うべきことは言う、求めるべきものは求めるとの姿勢に変わりはない。事前了解権つきは安全協定については、まずは国に対して再稼働を判断



する際の国の役割や地元及び周辺自治体の関与の在り方を明確にするよう求めている。

関 実現性があるから行った要求なのかは分からないが、何年も返答さえない。「国が明確にしないので了解権を求めない」とのことだが、「返答が来る見込みはあるのか。」

答 見込みについては不明である。

(市が要求する4項目)

①再稼働議論の大前提か)

関 市長は再稼働議論を始める大前提として、国が早急に対応すべき4項目を示したが「4項目が満たされない場合には再稼働議論を始めないのか」との質問には「4項目は再稼働いかんにかかわらず対応が必要で、リスクを最小限に抑えるべきという趣旨で述べた。議論が始まるのであれば当然始まる」と答弁した。4項目への対応は、再稼働議論の大前提なのか。

国が4項目などの課題に対応すること、そして市民への丁寧な説明をして理解してもらうことが再稼働の是非の議論を始める大前提である。

関 議論を始める大前提という重大なことが明らかになった。

(市が要求する4項目)

関 4項目が一定程度達成されない場合には、市は再稼働に賛成できないと考える。その観点での議論において「4項目に全くのゼロ回答であった場合でも、受け入れられるかどうかは議論だ」との答弁があった。早急に対応すべき項目にゼロ回答でも、市が賛成することもあるのか。

答 ゼロ回答であれば賛成することは難しいが、国などから対策が示され、市民が理解できるかが大切である。その上で、市議会の議論も踏まえて判断する。

(知事との関係性について)

関 県議会で審議される県民投票について、市長は「選挙肢の有力な1つ」と発言したと報道された。また、議会の場では再稼働に対して長岡市民が意思表示することの必然性についても言及があった。これらことから、知事に県民投票を実施すべきと意見を伝えるべきだ。

答 どのような手法である、市民・県民の声を聞いた上で判断することが重要である。県民投票もその手法の1つと考えるが、その判断については知事と県議会で議論すべき。

関 長岡市民は再稼働の是非について意思表示する必要があると認識しているのか。

答 市民の声をしっかりと聞いていただくことを希望する。

その他の質問項目
持続可能な行財政運営について

3
2025年
6月議会

柏崎刈羽原発の再稼働問題について

関 立地自治体は原発再稼働に対する実質的事前了解権を有している。また、柏崎市長、刈羽村長は再稼働に同意する見込みであり、再稼働への最後のステップは知事の同意のみだ。

知事は再稼働の是非を自ら判断して県民の信を問うと表明しているが、県議会の同意も選挙肢として示され、県民投票条例案も否決

されたことから、長岡市民を含む県民が意思表示できない可能性も出てきた。市長の公約が達成されるには「市民の不安が解消された上で再稼働するパターン」と「不安が解消されないで再稼働させないパターン」があるが、市長は事前了解権を求めない方針であるから、市民の不安が解消されないまま再稼働する可能性はある。また、市は再稼働の是非に対する市の判断を知事の判断に反映できるとの見込みを度々示している。そうであるなら、知事は長岡の意向のみを聴取すればよいが、県内市町村長の意見を聞くと言っている知事が長岡の判断だけを尊重するとは考えられず、公約を実行する手段が確立されないまま再稼働問題は最終局面に入った。

原発の議論では、明確で納得できる答弁が少なく、公約の実現が難しいと考えられている。公約実現への道筋が示されることを期待して質問する。

(再稼働に関する今後の見通し) ①スケジュールについて

関 来年の知事選挙で県民の信が問われる可能性も高まっているが、市のスケジュール感を伺う。

答 来年6月で知事の任期が満了となるので、それまでに再稼働の是非の判断が行われると思う。

(再稼働に関する今後の見通し) ②残された時間への危機感について

関 市は、国や県に様々な要求を行ってきたが、実現していない事項が多い。残された時間は短い。危機感を持っているのか。

答 国や県からの回答を待っている。例えば豪雪時の避難については対策が示された。その他の項目も早急に対策を示してほしい。

関 何年にもわたって要求してきた各種項目が、あと1年で実現するのは難しいのではとの危機感を

を聞いている。

答 危機感が足りないとの指摘と思うが、要望等の達成状況の受け止め具合は人様々であり、市としては全く進んでいないわけではないとの認識だ。市は国が示した豪雪時の対応に更なる実効性向上を求めており、常に意思疎通している。

関 一部進んでいる項目はあるが、安全協定の法的位置づけは、検討さえ行われていないのに1年で結論が出るのか。知事による市町村長の意見の聴取方法も早期に示すよう求めて



きたが実現していない。これらの非常に大事な事が実現していない現状に危機感はないのか。

答 安全協定の法的位置づけについては国からの回答がなければ再稼働の是非の議論ができないということではない。知事からも回答待ちだが、突然に明日集まってくれとはならないと思う。

関 反論があるが、時間が経過したので次の質問に進む。

(被爆線量シミュレーション) ①市長の認識について

関 昨年に秋に県が重大事案の被爆線量シミュレーションを行うと発表したことを受け、私は12月の総務委員会でも質問した。県は国が行った仮想原発でのシミュレーションを柏崎刈羽に当てはめるとしているが、国は過酷事故でも安全対策が奏功するとして、原発から放出される放射性物質は極めて微量との前提であり、UPZでは屋内退避

の必要もないとの結論さえ出かねないため大きな問題がある」と指摘し、「厳しい条件でのシミュレーションも行うよう県に求めるべき」と質問したが「結果の説明を受けた上で、必要があれば問題提起を行う」との答弁だった。それに対し「それでは遅い。シミュレーションが行われた後に市がもう一度厳しい条件でやってくれと言っても県は受付けられないのではないか」と再質問したが答弁は変わらなかった。そして先月、県はシミュレーションを公表し「UPZでは住民が屋外に居続けても基準を超えることはない」との予想通りの結果が出た。これに対し市長は記者会見で「国や東電が福島のような過酷事故が起こらないと断言できるなら首都圏に原発を造ってもよい。万が一でも福島並み事故が起きる可能性があるのなら、それも想定したシミュレーションも公表すべき」と発言したと報道された。市長は福島並みの過酷

事故が起きる可能性があると考えているのか。

答 絶対の安全はなく、過酷事故が起こる可能性はゼロではない。

(被爆線量シミュレーション) ②県への要求について

関 国・県が行ったシミュレーションは新たな安全神話に基づいたものだ。過酷事故も想定すべきと考えるならば、それを県に要求すべき。

答 シミュレーションは、屋内退避などの効果を示すことで、避難計画に対する県民の理解向上を図ることを目的に実施された。結果に対する市民の受け止めが重要であるため、まずは市民の疑問に対する丁寧な説明と周知を求める。

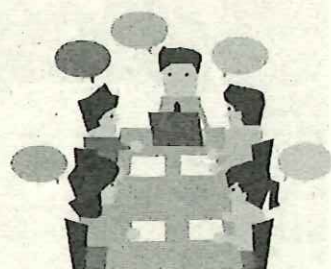
関 市は、市民の安心・安全のために必要なことは国などに伝えるとの姿勢を何度も示している。市民の受け止めの見極めは大事故だが、避難の際には最前線に身を置く市として、原発政策を公約した市長とし

て、福島並みコミュニケーションが必要と考えているならば、率直に県に申し入れるべき。

答 県からは「福島事故を踏まえた新基準で対策が講じられており、その信頼性を認識した上で国が想定した条件は合理的」との説明があった。また、国

も「何重にも安全対策を施しており、対策が奏功する蓋然性が高い」と言っている。まず、そのことを市民に説明していただくことが大事で、説明に対する市民の受け止めが重要だ。国は「過度な放射線リスクを考えた避難は実効性のある計画とは言えず、福島の教訓を踏まえると弊害が大きい」と言っている。知事も「過度な想定は不安をおおるだけ」と言っている。

関 時間が経過した。特に原発問題について議論すると、議場や会見等での発言が後になって変説すると指摘して次の質問に進む。



(知事との懇談会について)

関 知事が県民の意向を把握する手段の1つである首長懇談会が魚沼ブロックで開催され、今後は全県で順次開催される。市長は懇談会で「現時点では再稼働に反対」と述べるのにも含め、何を伝えようと考えているか。

答 知事から長岡の現状を問われれば、県民の思いが把握できる意識調査の実施と、当市民分の調査結果の提供、そして市町村の意向取りまとめを含めた今後のプロセスの明確化、特に市民の思いの把握には時間をかけて頂きたいことなどを伝えると思う。

関 それだけでは不十分だ。「再稼働の是非に

対する市の判断は知事の判断に反映させる」との答弁が繰り返されてきたが、「県も長岡の意見を重く受け止める方針か」との質問には「県の考えは分からない」との答弁であった。また、最近では知事が最終判断する際の市町村の意向聞き取りに関して、知事や県職員から歯切れの悪い発言が続いている。また、以前に「知事が選挙で県民の信を問う時に、長岡市民も意思表示すればいい」との市長答弁もあった。これらのことから、懇談会では、知事が市町村の最終判断を聞く機会を確保することの確認、知事が長岡市の再稼働の是非に対する判断に従ってもらふことの確認、及び知事選で県民の信を問う確認を取るべきである。

答 会議がどのような内容で進むかは不明なので、現時点では答えられない。

関 知事が市町村の最終判断を聞く機会の確保と、再稼働の是非に対する

市の判断に知事も従ってもらうことの確認が、市長公約を実現できるかどうかの重大ポイントである。また、魚沼ブロックでの発言を報道で見ると、自由に発言できようだ。公約実現の思いを込めて、一言だけでもこれらの点を求めるべきだ。

答 長岡以外の首長もいる中で意見交換を行うので、指摘の点を話すことが会議の趣旨にそぐうのかを考えなくてはならないため、現時点で発言すると確認できない。

総務委員会
などでの発言

2024年
9月議会
2025年
6月議会

中核市について、市長の内部統治について、入札等監視委員会について、移住・定住について、除雪互助組織の支援について、議会活性化(会派制)について

出前報告
日時を調整して頂ければ、柔軟に対応します。

バックナンバー
HPに掲載しておりますが、ご希望の方にはお配りします。

市政懇談会
日時：毎月第3土曜日 19:00~21:00
場所：神明公民館(長岡市信濃2丁目)
内容：自由に意見を交換します。関たかしの市政報告の他、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたも参加できます。



政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 29
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 市政懇談会 会場費	政務活動費充当金額 1,000 円	精算年月日 2026. 4. 6		

領
※

7年10月18日

関 貴志 様

金 ¥1,000 円也

公民館使用料

神明公民館長



市政懇談会

500円(1/2)
を支出

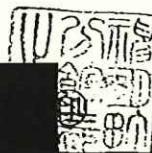
7年11月15日

関 貴志 様

金 ¥1,000 円也

公民館使用料

神明公民館長



市政懇談会

500円(1/2)
を支出

穴あけ注意

※書類

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 30
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 市政懇談会 会場費	政務活動費充当金額 1,000 円	精算年月日 2026. 4. 6		

領収書筆跡付欄

※
米
袋

7 年 12 月 20 日

関 貴志 様

金 ¥1,000 円也

公民館使用料

神明公民館長



市政懇談会

500円(1/2)
を支出

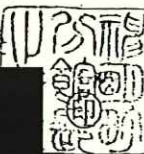
8 年 1 月 17 日

関 貴志 様

金 ¥1,000 円也

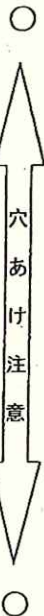
公民館使用料

神明公民館長




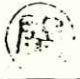
市政懇談会

500円(1/2)
を支出



※書類

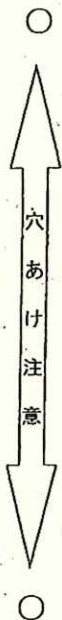
政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 31
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 市政懇談会 会場費	政務活動費充当金額 5,450 円	精算年月日 2026. 4. 6		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

別紙



※書類は、重ならないように貼付すること。

第3号様式(第5条関係)

使用変更許可書

令和8年2月21日


関 たかし 様

長岡市長 磯田 達伸

次のとおり許可します。

使用日時	2月21日 午前6時から 2月21日 午前 時まで			
使用目的			使用人員	人
使用室名 ※使用室に○印	使 用 料			
	午 前	午 後	夜 間	計
第一和室	円	円	円	円
第二和室	円	円	円	円
第三和室	円	円	円	円
第四和室	円	円	円	円
研修室	円	円	円	円
交流和室	円	円	円	円
○ 大広間	円	円	10,900円	10,900円
合 計	円	円	10,900円	10,900円

許可条件その他

領 収 書		No. 318
会計別(一般)	10,900 円	
年度		
款) 使用料及び手数料 節) 社会福祉使用料	長岡市現金取扱員	

高齢者センターなの

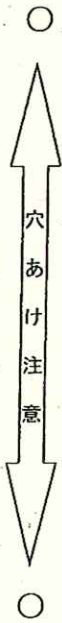
5,450円(1/2)を支出

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 32
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 市政懇談会 会場費	政務活動費充当金額 500 円	精算年月日 2026.4.6		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの



〇年 3月21日

関 貴志 様

金 ¥1,000 円也

公民館使用料

神明公民館長

市政懇談会

500円(1/2)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 33
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 ホームページ管理費	政務活動費充当金額 9,123 円	精算年月日 2026.4.6		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの



領 収 証		NO. 51174
関 貴志 様		2026年3月30日
金 額	¥18,247★	
但し、2025年度HP維持、管理費用。IT活用支援費用代金		
上記の通り正に領収いたしました。		
収 入 印 紙	オフィスいしまる 〒940-0041 新潟県長岡市学校町1-10-15メゾン菊水5号室 登録番号 T7810690960561 TEL 0258-39-7821 FAX 0258-39-7861	発 行 者

9,123円(1/2)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。